

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年10月26日
【事業年度】	第18期(自 2025年8月1日 至 2026年7月31日)
【会社名】	株式会社カラダノート
【英訳名】	KARADANOTE, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 佐藤 竜也
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦三丁目8番10号
【電話番号】	03-4431-3770
【事務連絡者氏名】	執行役員CF0兼コーポレート本部長 高埜 伸一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦三丁目8番10号
【電話番号】	03-4431-3770
【事務連絡者氏名】	執行役員CF0兼コーポレート本部長 高埜 伸一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	2022年7月	2023年7月	2024年7月	2025年7月	2026年7月
売上高 (千円)	－	－	－	－	1,059,274
経常利益 (千円)	－	－	－	－	196,001
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	－	－	－	－	256,200
包括利益 (千円)	－	－	－	－	256,200
純資産額 (千円)	－	－	－	－	737,359
総資産額 (千円)	－	－	－	－	1,569,743
1株当たり純資産額 (円)	－	－	－	－	110.21
1株当たり当期純利益 (円)	－	－	－	－	38.32
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	－	－	－	－	38.29
自己資本比率 (%)	－	－	－	－	46.9
自己資本利益率 (%)	－	－	－	－	34.8
株価収益率 (倍)	－	－	－	－	13.26
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	－	－	－	－	74,681
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	－	－	－	－	△279,834
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	－	－	－	－	493,553
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	－	－	－	－	884,483
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	－ 〔－〕	－ 〔－〕	－ 〔－〕	－ 〔－〕	48 〔5〕

- (注) 1. 第18期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
2. 2026年7月期の自己資本利益率は期末自己資本に基づいて計算しております。
3. 従業員数は就業人員数であり、従業員数欄の(外書)は臨時従業員(パートタイム含む)であります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	2022年 7 月	2023年 7 月	2024年 7 月	2025年 7 月	2026年 7 月
売上高 (千円)	1,306,130	2,056,447	2,193,966	1,270,151	995,035
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△256,935	△232,105	106,192	△43,837	184,184
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△326,515	△372,458	114,890	△69,919	251,866
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	299,107	309,191	58,095	62,367	62,517
発行済株式総数 (株)	6,302,600	6,341,400	6,380,900	6,696,900	6,697,900
純資産額 (千円)	573,806	221,576	352,650	480,455	733,024
総資産額 (千円)	1,375,261	1,087,719	1,035,683	768,597	1,547,375
1株当たり純資産額 (円)	92.51	35.50	56.18	71.85	109.57
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は1株当 たり当期純損失 (△) (円)	△52.36	△59.86	18.33	△11.07	37.67
潜在株式調整後1株当たり当期純 利益 (円)	—	—	18.31	—	37.64
自己資本比率 (%)	41.7	20.4	34.0	62.5	47.3
自己資本利益率 (%)	△42.4	△93.7	40.0	△16.8	41.5
株価収益率 (倍)	—	—	29.08	—	13.49
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△346,912	△255,409	△107,369	△115,413	—
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△3,793	△2,815	△3,000	143,389	—
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	424,089	△93,453	△92,800	84,631	—
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	1,038,324	686,646	483,476	596,082	—
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	43 〔14〕	41 〔7〕	45 〔18〕	39 〔6〕	31 〔5〕
株主総利回り (%) (比較指標：配当込みTOPIX) (%)	67.17 (104.15)	57.51 (122.47)	40.23 (158.22)	36.75 (170.85)	38.34 (237.76)
最高株価 (円)	1,523	1,010	810	733	598
最低株価 (円)	674	665	447	360	385

- (注) 1. 第14期、第15期、第16期及び第17期の持分法を適用した場合の投資損益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
3. 第14期及び第15期、第17期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
4. 第14期及び第15期、第17期の株価収益率は当期純損失が計上されているため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員数であり、従業員数欄の(外書)は臨時従業員(パートタイム含む)であります。
6. 第14期以降の株主総利回り及び比較指標は、2021年7月期末を基準として算定しております。
7. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日以降は、東京証券取引所グロース市場におけるものであり、それ以前は東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。
8. 過年度決算における会計処理の誤りがあることを認識したため、誤謬の訂正を行っております。第14期及び第15期における数値は、訂正後の数値を記載しております。
9. 第18期より連結財務諸表を作成しているため、第18期の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

2 【沿革】

年月	概要
2008年12月	健康支援を目的としたサービスを提供するため、東京都港区に株式会社プラスアールを設立
2010年3月	事業拡大のため、東京都港区赤坂へ移転
2010年11月	事業拡大のため、東京都港区芝へ移転
2011年6月	事業拡大のため、東京都港区東麻布へ移転
2011年12月	プレママ向け情報提供アプリ「ママびより（旧妊娠なう）」の提供開始
2012年3月	服薬管理アプリ「お薬ノート」の提供開始
2013年2月	血圧管理アプリ「血圧ノート」の提供開始
2013年3月	事業拡大のため、東京都港区芝へ移転
2013年7月	陣痛間隔計測アプリ「陣痛きたかも」の提供開始
2014年7月	授乳記録アプリ「授乳ノート」の提供開始
2015年9月	離乳食管理アプリ「ステップ離乳食」の提供開始
2017年3月	事業拡大のため、東京都港区芝公園へ移転
2017年7月	株式会社カラダノートへ社名変更
2017年10月	ママ向け情報サイト「ママびより」の提供開始
2020年10月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2021年1月	事業拡大のため、東京都港区芝浦へ移転
2021年3月	保険代理事業「かぞくの保険」を開始
2021年3月	住宅検討支援事業「かぞくのおうち」を開始
2021年8月	宅配水事業「カラダノートウォーター」を開始
2022年2月	中部電力株式会社との資本業務提携に関する契約を締結
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所のマザーズ市場からグロース市場に移行
2025年3月	宅配水事業「カラダノートウォーター」を事業譲渡
2025年5月	住友生命保険相互会社との資本業務提携契約の締結
2026年6月	株式会社FP0（現 株式会社カラダノートライフパートナーズ）の全株式を取得し、連結子会社化

3 【事業の内容】

(1) 事業の概要

当社グループは、「家族の健康を支え 笑顔をふやす」というコーポレートビジョンのもと、日本の社会課題である「少子化」に対して、家族の繋がりを起点にテクノロジーとファミリーデータの有効活用による課題解決を目指し、ファミリーデータプラットフォーム事業を展開しております。

当社グループの事業は、妊娠・出産期、子育て期、教育期、住まい・マイホーム期、定年前後・シニア期といった、家族が人生で迎えるあらゆるライフステージを対象として、家族と接点を持ち、ユーザーの同意のもとでお預かりした家族に関するデータ（以下「ファミリーデータ」といいます。）を基盤に、ライフイベントに応じた商品・サービスを最適なタイミングで提案する「ライフイベントマーケティング（LEM）」であり、家族のデータとインサイドセールスにより提携企業の営業活動を効率化する、データを活用した営業DXと位置づけております。家族のライフイベントには、出産や住まいの購入のように人生で初めて経験する「初めてのこと」と、子供の誕生日や進級、保険の見直しのように毎年訪れる「毎年のこと」があり、当社グループはその双方に合わせたマーケティングを展開しております。

ライフイベントマーケティングによる収益は、①提携企業へ顧客紹介・広告掲載・サービス連携・データ提供等を行い、その対価を得る「送客型」と、②連結子会社である株式会社カラダノートライフパートナーズが保険代理店として家族に保険商品の提案・販売を行い、保険会社から代理店手数料を得る「自社完結型」の2つにより構成されております。なお、当社グループの各サービスは有機的に繋がっており、当社グループのセグメントはファミリーデータプラットフォーム事業の単一セグメントであります。

(2) 事業の仕組み

当社のライフイベントマーケティングは、「データ基盤」、「データ取得・ニーズ把握」、「インサイドセールス・アポイント化」、「送客・面談」の4つの機能により構成されております。

① データ基盤（アプリ・ウェブメディア）

妊娠週数や子供の月齢に応じた課題を解決するアプリとして、プレママ向け情報提供アプリ「ママびより」、陣痛間隔計測アプリ「陣痛きたかも」、授乳記録アプリ「授乳ノート」、離乳食管理アプリ「ステップ離乳食」、予防接種管理アプリ「ワクチンノート」等のアプリ及びウェブメディア「ママびより」を無料で提供しており、妊娠中から1歳未満の子供を持つ親に対して高いリーチ率を維持しております。また、中高年向けのヘルスケアアプリとして「血圧ノート」、「お薬ノート」、「通院ノート」等を運営しております。

② データ取得・ニーズ把握（プレゼントキャンペーン）

自社コンテンツ及び外部広告を通じて、子供との暮らしにあると嬉しいプレゼントがもらえるキャンペーンへ誘導し、お申込みの際のアンケート（子供の年齢、住所、氏名、世帯年収、各種サービスの検討状況等）にご回答いただくことにより、ユーザーの同意のもと個人情報及び興味関心情報をファミリーデータとしてお預かりし、当社グループのデータ基盤（以下「ファミリーデータベース」といいます。）に登録しております。これにより、各家族が「いつ」「どのような」ライフイベントを迎え、何を検討しているかを把握しております。

③ インサイドセールス・アポイント化

ファミリーデータベースに登録されたユーザーのうち、ライフイベントの時期や検討状況が提携企業の希望する条件に合致するユーザーを抽出し、当社のインサイドセールス組織が電話・SMS・MA（マーケティングオートメーション）ツール等により接触して、ニーズの確認及び相談のアポイント設定を行っております。また、出産予定日や子供の誕生日を起点として妊娠週数・月齢に応じた情報コンテンツや商材の紹介を継続的に行うことで、「初めてのこと」を契機に得た接点を「毎年のこと」を通じて長期にわたり維持し、ユーザーのLTV（顧客生涯価値）の向上を図っております。

④ 送客・面談（提携先・子会社へ）

アポイント化した見込み顧客を、商材に応じて提携企業（送客型）又は連結子会社（自社完結型）へ送客し、面談・相談へと繋げております。

当社の収益は、提携企業から受領する送客手数料（成果報酬）、広告料、サービス利用料等であります。送客手数料の成果地点は、応募・資料請求、アポイント・面談、契約・成約の順に後工程になるほど単価が高くなり、成果地点及び単価は提携先・商材により異なります。当社グループは、インサイドセールスによるアポイント化及び子会社における契約・成約までの対応により後工程の成果地点を担うことで、一人のユーザーから得られる収益の最大化を図っております。

(3) 各サービスの内容

① 送客型

教育事業者、住関連企業（住宅・不動産等）、金融機関・保険会社、その他法人といった、家族のライフイベントに関わる商品・サービスを提供する提携企業に対して、顧客紹介・広告掲載・サービス連携・データ提供等を行い、送客手数料（成果報酬）・広告費・サービス利用料等を受領しております。主なサービスとして、提携企業向けのマーケティング支援サービス「かぞくアシスタント」、及び住宅の購入を検討する家族と住宅・不動産関連企業とをマッチングし成約時に手数料を受領する「かぞくのおうち」を展開しております。保険領域においては、「かぞくの保険」として、当社がアポイント化した保険相談の見込み顧客を提携先の保険代理店との共同募集により契約に繋げる取組みを中心に行っております。提携企業の商材は、保険、住宅・エコ商材等の住関連商材、教育、終活、食材宅配、人材等にわたり、ユーザーの関心度の高い商材を選定することで提携企業の成約率向上に貢献し、継続的な取引に繋げております。

また、2025年5月に資本業務提携契約を締結した住友生命保険相互会社との協業として、同社の健康増進型保険「Vitality」のデジタル会員の獲得、及び同社のウェルビーイング価値提供フローにおけるアポイント・面談の獲得を展開しております。現在の送客の中心は妊娠・育児期のライフイベントであります。大手生命保険会社との協業等を通じて、今後は教育期、住まい・マイホーム期、定年前後・シニア期のライフイベントを迎える家族へ提案の対象を広げてまいります。

② 自社完結型（保険代理事業）

当連結会計年度において、愛知県を拠点とする保険代理店である株式会社FP0（現 株式会社カラダノートライフパートナーズ）を完全子会社化いたしました。同社は、店舗・対面チャネルでの保険相談、保険商品・サービスの提案・販売及び契約後の顧客への継続的なフォローを行っており、保険会社から保険契約の成立時に代理店手数料を受領しております。当社グループとしては、当社がインサイドセールスによりアポイント化した保険相談の見込み顧客を同社へ送客し、両社間で募集状況・顧客対応情報等のデータ連携を行うことにより、当社のオンラインでの顧客接点・送客機能と同社の対面チャネルとを組み合わせたマルチチャネル型の事業構造を構築し、契約・成約までの成果を当社グループ内で獲得することを目指しております。当社から同社への送客は当連結会計年度に開始したところであり、今後その拡大を図ってまいります。

(4) 当社グループの特徴

(i) ライフイベントの「前」に接点を持てる顧客基盤

ライフイベントは、保険の加入・見直し、住宅の購入、子供の教育など、家計にとって大きな意思決定を伴う節目であります。当社グループは、家族が形成される起点である妊娠・出産・育児期において、妊娠週数や月齢の課題に応じて機能を切り出したアプリを多数運営することで高いリーチ率を有しており、ユーザーが比較・検討を始める前の段階（潜在層）から接点を持ち、その後に続く保険・住宅・教育といった意思決定に先立って家族との関係を構築することができます。検索や比較サイトを通じて意思決定の直前にユーザーを獲得する手法と異なり、顕在化する前の潜在層に先回りして接点を持てるのが、当社グループの顧客基盤の特徴であります。

(ii) 大きな意思決定に強い一次データ

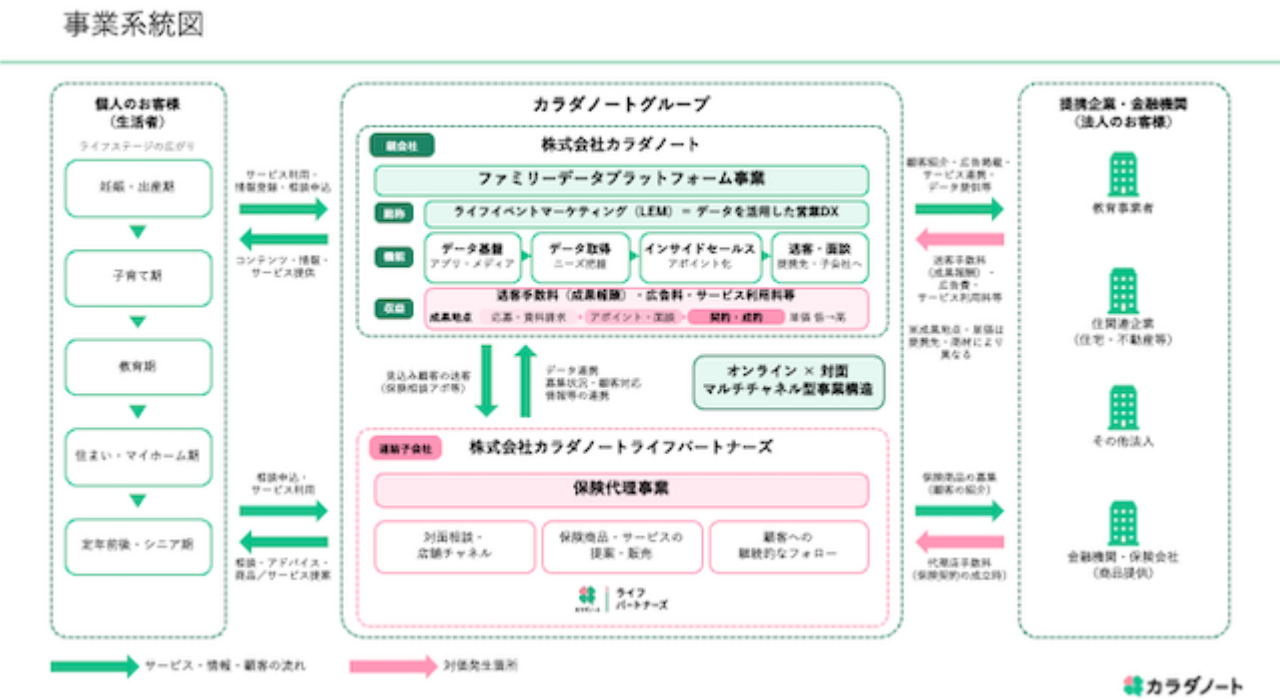
ファミリーデータベースは、ユーザー自身が回答した子供の年齢、世帯年収、各種サービスの検討状況等の属性・意向データにより構成されており、その登録数は累計350万人以上に達しております。行動履歴からの推定ではなくユーザー自身の回答による一次データであるため、保険や住宅のように検討期間が長く単価の高い商材において、提携企業の希望する条件に合致するユーザーを高い精度で抽出し、最適なタイミングで提案することが可能となっております。

(iii) 送客型と自社完結型を組み合わせた収益モデル

送客型においては、多様な商材を扱う提携企業へ送客することで、一人のユーザーのライフイベントごとに複数の提案機会を得ることができます。自社完結型においては、単価が高く継続性のある保険領域において契約・成約までを当社グループ内で完結させることで、より後工程の成果を獲得しております。両者を組み合わせ、「初めてのこと」を契機に得た接点を「毎年のこと」を通じて維持し、家族との長期的な関係を収益に繋げることが、当社グループの収益モデルの特徴であります。

(5) 事業系統図

当社グループの事業の系統図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な 事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社カラダノートライフ パートナーズ	愛知県春日井市	9,000	保険代理事業	100	経営管理業務の受 託、役員の兼任

(注) 1. 特定子会社に該当しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針・経営戦略等

当社グループは、「家族の健康を支え 笑顔をふやす」というコーポレートビジョンのもと、子育て層を中心としたファミリーデータプラットフォーム事業を展開しております。

当社グループでは、家族のライフイベント（妊娠・出産・育児・住宅・金融・健康・終活等）を起点に、ユーザーの潜在的なニーズや課題を先取りし、一人ひとりに最適なサービス・商材をマッチングする「ライフイベントマーケティング」を基本戦略としております。単発の顧客獲得にとどまらず、家族のライフステージの変化に生涯にわたって伴走することで、顧客生涯価値（LTV）の最大化を目指しております。

(2) 経営環境

当社グループが事業を展開する市場環境におきましては、日本における出生数の減少（少子化の加速）が進行しているものの、子育て世帯におけるお金・住まい・健康に関する不安や不確定要素は増大しております。

一方で、生命保険業界や住宅・不動産業界等の主要クライアント領域においては、従来の営業手法からの見直しやオンライン・対面を融合したマルチチャネル化が進んでおり、高品質な見込み顧客データを保有する当社グループへのマーケティング支援ニーズは強固であります。また、生成AI等のテクノロジーの進化により、蓄積された一次データ（ファミリーデータベース）の活用価値が飛躍的に高まっております。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループは、これまでの構造改革による「利益体質の確立」を完了し、強固な事業基盤・財務基盤をもとに「成長の1年」へと移行するにあたり、以下の事項を最重要課題として認識し、継続的に取り組んでまいります。

① 金融領域をはじめとするライフイベント領域の深化とLTVの拡大

当社グループの成長ドライバーである金融領域におきましては、住友生命保険相互会社との提携深化や共同プロダクトの展開、インサイドセールス体制の全国拡大を通じて、見込み顧客の創出から成約に至るプロセスの強化を図ってまいります。また、子会社化した株式会社カラダノートライフパートナーズとの連携により、対面・店舗チャネルとオンラインを融合したマルチチャネル募集体制を確立し、子育て層から定年前後層に至る顧客生涯価値（LTV）の継続的な拡大を進めてまいります。

② ファミリーデータ基盤の拡張と対象顧客幅の拡大

持続的な成長に向け、従来の育児・子育て領域に加え、住宅・教育・習い事・終活など定年前後のライフイベント領域へのアプローチを加速させてまいります。データ基盤の利活用の高度化とマーケティング精度の向上を進め、ウェルビーイング軸での集客を強化することで、多様化するファミリーの潜在的ニーズを先取りした最適なソリューション提供を推進いたします。

③ 規律あるM&Aの推進と再現性ある統合モデルの確立

非連続な成長機会を獲得するため、累積されたファミリーデータベースとのシナジーが高い事業領域を対象に、M&Aを重要な成長手段として積極的に活用してまいります。投資に際しては「軽アセット・高フリー・キャッシュ・フロー」を基本とし、投資回収期間3～5年等の厳格な投資規律を遵守するとともに、取得後の円滑な経営統合とマルチチャネル化の再現可能な統合モデルを確立し、グループ全体の企業価値向上を目指します。

④ 生成AIの活用およびテクノロジー投資による生産性の最大化

変化の速い市場環境に対応し、高い収益性を維持するため、生成AI等の先進テクノロジーの社内活用を推し進めてまいります。データベース解析や業務プロセスの自動化・効率化を図ることで社員一人あたりの生産性を大幅に高めてまいります。なお、グループ経営におきましては、のれん償却等の非現金支出費用に左右されない実質的な稼ぐ力を示す「調整後EBITDA」の継続的な成長を重視するとともに、システムのセキュリティ管理と安定運用の維持に努めてまいります。

⑤ 優秀な人材の確保・育成および内部管理体制の強化と株主還元の拡充

事業の多角化およびグループ経営への移行に伴い、事業成長を牽引する優秀な人材の採用・育成を継続いたします。あわせて、グループ全社におけるコンプライアンス意識の醸成、リスク管理体制の整備、内部統制の適切な運用を通じて、コーポレート・ガバナンスの更なる強化と経営の透明性確保に取り組んでまいります。また、持続的な企業価値向上に向け、年間優待原資の確保や総還元性向の目安策定、配当開始の検討など、利益成長に応じた株主還元の拡充に取り組んでまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(1) ガバナンス

当社グループは、「家族の健康を支え 笑顔をふやす」というコーポレートビジョンに基づき、社会の公器としてステークホルダーに対する責任と期待に応え、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、サステナビリティ関連（人的資本・多様性を含む）のリスク及び機会を監視・管理するためのコーポレート・ガバナンス体制の強化に取り組んでおります。

サステナビリティ全般および人的資本戦略に関する機会の識別、評価や優先順位付けは、経営会議において行われ、重要な方針・計画については取締役会へ報告され、監督・審議が行われます。

特に人材戦略におきましては、代表取締役社長および担当役員が責任を担い、MVV（ミッション・ビジョン・バリュー）の浸透や人材投資・育成施策の進捗状況を定期的に監視・評価する体制を構築しております。

<ガバナンス体制>

当社グループにおけるコーポレート・ガバナンス体制の概要図につきましては、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

(2) 戦略

コーポレートビジョンである「家族の健康を支え 笑顔をふやす」に基づき、事業活動から影響を受けるすべての人々の人権を尊重するとともに、人権尊重の取り組みを全社で推進し、その責務を果たすべく、MVV(ミッション、ビジョン、バリュー)に紐づけた組織づくり、制度づくりを推進しております。

当社グループで定める人材育成方針及び社内環境整備方針は次のとおりです。

①人材育成方針

当社ではMVV（ミッション・ビジョン・バリュー）に基づいて行動指針を定め、成長を支援する環境づくりに取り組んでおります。

ミッション：未来の社会に貢献すると同時に、全メンバーの金銭的・精神的幸福を追求する。
ビジョン：家族の健康を支え 笑顔をふやす
バリュー：仕事もプロ 家族もプロ・成長が生む幸せ・全てはビジョンに向けたストーリー

○主な取り組み内容

・人事制度

当社グループは経営環境の変化に即座に対応し企業および個人の成長スピードを早めるため、変化に柔軟に対応しやすい人事組織、目標設定として、四半期ごとに目標設定をした上で、明確な結果として売上・KPI・効率改善を図っており、達成できたか否かで評価する仕組みにしております。

・FFmtg(Feed Forward meeting)

週1回の頻度で上司とメンバーによる面談をおこなっています。ここでは目標の進捗確認や取り組みのプロセス確認をおこなうだけでなく、メンバーが仕事を通じて抱く課題や悩みを上司と共有する場にする事で、メンバーのキャリア形成や目標達成に向かうための障壁を取り除くことを目指しています。

・成長を後押しする制度の実施

セミナーの受講費用やビジネス書など業務に必要な費用を全額会社が負担し、キャリア形成や目標達成のために、個々人の成長を支援しております。

②社内環境整備方針

当社グループでは、一人ひとりが安心してワークライフバランスを実現できる環境づくりに取り組んでいます。

○主な取り組み内容

・制度づくり

フレックスタイム制度、在宅勤務制度、時差出勤制度など、働くうえでの多様な選択肢を用意し、拡充していくことで、安心して働き続けられる環境構築を進めています。従業員のワークとライフ両方を充実させることで、より活力高く自らの仕事に取り組める状態を目指しています。

・従業員サーベイの実施

従業員の幸福度調査を年に1回のペースで実施し、従業員に対するMVVの浸透度チェックを定期的な実施を通じて、全従業員の幸福度向上と会社のビジョン実現に向けた現状把握の機会として運営しています。

(3) リスク管理

当社グループにおいて、全社的なリスク管理は、代表取締役社長を中心として、各部門責任者のモニタリングによって行っており、サステナビリティに係るリスク（人的資本における人材確保難、流出リスク、労働環境の変化等を含む）の識別・評価をおこなっております。

識別された重要リスクについては、当社グループに与える財務的・非財務的影響や発生可能性を踏まえて優先順位付けを行い、適宜、取締役会および経営会議にて対応策（採用ブランディング強化、労働環境の整備、AI活用による省人化等）の検討・モニタリングを行っております。

(4) 指標及び目標

当社グループでは、上記(2)戦略において記載したコーポレートビジョンである「家族の健康を支え 笑顔をふやす」を実現すべく、事業の継続的成長を実現するためには、その実現を目指す全メンバーの金銭的・精神的幸福の追求と人材の多様性の確保が重要だと考えており、以下の指標の維持・向上を重視しております。

当該指標に関する実績は次のとおりです。なお、本書提出日現在においては当該指標についての目標は設定しておらず、今後、取締役会並びに経営会議における議論を経て、必要に応じて各指標の目標設定を行います。

以下の各指標の実績数値は、提出会社（単体）における実績を記載しております。

①従業員幸福度

	合計	やってみよう	ありがとう	なんとかなる	あなたらしく
当社平均	85.79	19.59	25.21	19.59	21.41
(うち男性)	82.45	18.09	24.36	19.36	20.64
(うち女性)	87.83	20.50	25.72	19.72	21.89
全国平均	78.05	17.85	23.80	17.41	18.99

※本アンケート調査では、慶應義塾大学ウェルビーイングリサーチセンター長の前野隆司氏による「幸せの4因子」を数値化し、幸福度と表現しています。「幸せの4因子」の質問16質問に対し7段階で回答し、最小値16pt～最大値112ptとなります。また、全国平均については、オンラインカウンセリングcotreeのオンライン幸せ診断サイトでの調査結果を参照。（<https://lab.sdm.keio.ac.jp/maenolab/questionnaire.html>）

②MVVサーベイ(正社員)

	ビジョン	バリュー① 仕事もプロ 家族もプロ	バリュー② 成長が生む幸せ	バリュー③ 全てはビジョンに 向けたストーリー
当社平均	7.01	6.85	7.19	6.86
(うち男性)	6.60	6.49	6.59	6.65
(うち女性)	7.25	7.07	7.56	7.00

※それぞれの項目について、自分自身が体现できているかを正社員に対してアンケート調査を実施。

※10点満点評価で10が最良

③男女比(正社員)

	男性	女性
従業員比率	35.5%	64.5%

④管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合(女性管理職比率)

	男性	女性
管理職比率	62.5%	37.5%

⑤労働者の男女の賃金の額の差異(正社員)

	男性	女性
平均年収	7,175千円	4,788千円

3 【事業等のリスク】

当社グループの事業展開上、リスク要因となり得る主な事項を記載しております。また、当社グループは、自社でコントロールできない外部要因や、事業上のリスクとして具体化する可能性が必ずしも高くはないとみられる事項を含め、投資家の投資判断上重要と考えられる事項については積極的に開示することとしております。当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の予防及び発生時の対応に努める方針であります。当社グループの経営状況及び将来の事業についての判断は、以下の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業環境に関するリスクについて

① インターネット関連市場について

当社グループはファミリーデータプラットフォーム事業をはじめとするインターネット関連事業を主たる事業対象としているため、インターネット及び関連サービスの更なる発展が事業の成長を図る上で重要であると考えております。

しかしながら、個人情報の漏洩、改ざん、不正使用等に対する新たな法的規制の導入や予期せぬ要因によってインターネット利用環境の発展が阻害されるような状況が生じた場合、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 競合について

参入障壁の低いデジタルマーケティング分野において、画期的なサービスを展開する競合他社の出現や、類似サービスの乱立による価格競争・顧客獲得コスト（広告宣伝費等）の高騰が生じた場合、当社グループの売上高の低下や利益率の悪化を招き、業績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。当社グループは、独自のファミリーデータベースを活用した潜在層へのアプローチ等により差別化を図ってまいります。

③ 技術革新およびAI等の活用について

インターネット関連市場では、生成AI等の急速な進化を含め技術革新のスピードが非常に速く、これらに柔軟に対応する必要があります。当社グループが技術変化や顧客ニーズに適時に対応できない場合、あるいは対応のためのシステム投資や人件費等が増大した場合、当社グループの競合優位性や業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 少子化（出生数の減少）について

日本における出生数は減少傾向にあり、当社の主要ターゲットである子育て世帯の母数が減少することはリスク要因となります。当社グループでは、妊娠・育児期以外のライフイベント（住宅・金融・健康・終活等）への対象領域拡大や1ユーザーあたりのLTV向上を推進しておりますが、想定を超えるスピードで少子化が進行し、新規ユーザー獲得数が大幅に減少した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 特定の提携先（大手事業会社等）との関係について

当社グループは、住友生命保険相互会社をはじめとする大手事業会社とのアライアンスや共同プロダクトの展開を重要な成長ドライバーとして位置付けております。これらのパートナー企業との良好な関係維持に努めておりますが、パートナー側の経営方針の変更、契約内容の見直し・終了、あるいは共同施策の立ち上げの遅延等が生じた場合、当社グループの計画通りの成長が阻害され、業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ システムの安定性およびインフラについて

当社グループが運営する各種アプリや送客プロダクトは、システムの安定稼働が不可欠です。アクセスの急増やプログラムの不具合、外部からのサイバー攻撃、自然災害等により大規模なシステム障害が発生・長期化した場合には、サービスの停止に伴う機会損失や社会的信用の失墜につながり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 災害・感染症等について

大規模な地震、台風等の自然災害、火災、感染症の流行等により当社グループの拠点や通信インフラが被害を受けた場合、事業活動の一時停止や回復のための多額の費用が発生し、当社グループの業績に深刻な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容・成長戦略に関するリスクについて

① 事業領域の拡大について

当社グループは、「家族の健康を支え 笑顔をふやす」というビジョンのもと、金融・住環境・人材などの新規

領域への参入および展開を進めております。新規参入にあたっては追加的な投資や参入領域固有のリスクが伴うため、市場の拡大スピードや成長規模が当初想定を下回った場合、投資回収が遅れ、事業の停止や関連資産の処分等により損失が発生する可能性があります。

② 広告宣伝活動および顧客獲得について

当社グループでは、自社アプリやコンテンツを通じた自然流入によるユーザー獲得に注力しておりますが、一部新規獲得においては広告宣伝施策に依存する部分があります。広告出稿媒体の規約変更やCPA（顧客獲得単価）の高騰等により、想定通りの効率でユーザー獲得が進まない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ M&A・PMI（買収後の統合プロセス）およびのれんの減損リスクについて

当社グループは非連続な成長および保険代理事業等の拡充のため、M&Aを重要な手段として位置付けております。2026年6月1日付で株式会社カラダノートライフパートナーズ（旧 株式会社FP0）を完全子会社化し、関連するのれんを計上しております。

M&Aの実行にあたっては回収期間3～5年等の厳格な投資規律のもとで慎重に検討を行っておりますが、買収後に想定外の事象が発生した場合やPMI（統合プロセス）が計画通り進まない場合、当初期待したシナジーが得られない可能性があります。また、対象会社の業績不振等により「のれん」や「関係会社株式」の減損処理が必要となった場合、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

④ 有利子負債および担保設定に関するリスクについて

当社グループは、子会社株式取得等の資金調達のため金融機関からの長期借入金を有しております。当該借入金に対しては、保有する子会社株式（株式会社カラダノートライフパートナーズ）を担保に提供するとともに、同社より連帯保証を受けております。

今後、金利水準の急激な上昇や、子会社業績の悪化等により弁済が困難となった場合、あるいは担保権の行使や連帯保証債務の履行等が行われた場合には、当社グループの資金繰り、グループ経営および財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 事業運営体制に関するリスクについて

① 人材の確保及び育成について

当社グループの成長には、プロダクト開発を担う技術者、インサイドセールス、専門性の高いFP（ファイナンシャルプランナー）等の優秀な人材の確保および育成が不可欠です。労働市場の人手不足等により必要な人材をタイムリーに採用できない場合、あるいは離職率が高まった場合には、事業拡大の制約要因となる可能性があります。

② 代表取締役への依存について

当社代表取締役である佐藤竜也は、創業者として当社グループの経営方針や事業戦略の策定・推進において重要な役割を果たしております。当社グループでは、役員・執行役員への権限移譲や組織体制の強化を進め過度な依存の脱却を図っておりますが、同氏が何らかの理由で経營業務を遂行できなくなった場合、当社グループの事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

(4) コンプライアンス・法規制および情報管理に関するリスクについて

① 個人情報保護および情報セキュリティについて

当社グループは、ファミリーデータプラットフォーム事業を通じて、顧客の氏名、出産予定日、子供の誕生日、家族構成等の機微な個人情報を多数保持しております。当社グループはプライバシーマークの取得、情報セキュリティ基本規程の運用、従業員教育、システムアクセス制限等の厳重な管理を行っておりますが、万一、不正アクセスや内部不正等により個人情報が外部へ漏洩した場合、損害賠償請求の発生や社会的信用の失墜により、当社グループの業績に甚大な影響を及ぼす可能性があります。

② 法的規制について

当社グループの事業は「個人情報の保護に関する法律」「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」「保険業法」等の規制を受けております。今後、これらの法令の改正や規制強化、あるいは新たな法規制が導入された場合、遵守コストの増加や事業活動の制限が生じ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 知的財産権について

当社グループは、独自コンテンツの盗用防止や第三者の権利侵害防止のため、監修・チェック体制を整備しております。しかしながら、何らかの理由で第三者の知的財産権を侵害したとして損害賠償請求や差し止め請求等を受けた場合、対応費用の発生やサービスの変更を余儀なくされ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 訴訟等について

当社グループは法令および契約の遵守に努めておりますが、取引先や顧客、その他の第三者との間で予期せぬ紛争や訴訟が発生するリスクがあります。当連結会計年度においても一部訴訟関連費用を計上しておりますが、今後新たな訴訟等が発生した場合、その内容や結果によっては、当社グループの業績及び社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ メディアコンテンツの信頼性および風評被害について

当社グループが運営するメディア等において、正確性や公平性を欠くコンテンツが掲載された場合、あるいはSNS等で根拠のない風評が拡散された場合、ブランドイメージの毀損やユーザー・取引先の離脱を招き、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較・分析の記載はしていません。

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりまして、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断していますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1)連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度末における流動資産は1,044,496千円となりました。その主な内訳は、現金及び預金884,483千円、売掛金126,596千円であります。固定資産は525,247千円となりました。その主な内訳は、のれん364,021千円、繰延税金資産118,936千円であります。

以上の結果、総資産は1,569,743千円となりました。

(負債)

当連結会計年度末における流動負債は317,180千円となりました。その主な内訳は、1年以内返済予定の長期借入金185,800千円であります。固定負債は515,203千円となりました。その主な内訳は、長期借入金507,050千円であります。

以上の結果、負債合計は832,384千円となりました。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は、737,359千円となりました。その主な内訳は、資本剰余金537,474千円、利益剰余金145,992千円であります。

(3) 経営成績の分析

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や設備投資の持ち直しなどを背景に緩やかな回復基調が続いたものの、物価の上昇や金利動向、地政学的リスクに伴う先行き不透明な状況が続きました。

このような環境のもと、当社グループは「家族の健康を支え 笑顔をふやす」というビジョンのもと、ファミリーデータプラットフォーム事業を推進してまいりました。当連結会計年度におきましては、収益性の向上を最重要テーマに、生成AI等の活用を通じた生産性の向上と高収益領域への経営資源の集中を徹底いたしました。その結果、売上高は前年に実施した事業構造改革の影響により前期比で減収となったものの計画通り推移し、営業利益および経常利益の黒字化を達成するとともに、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては過去最高益を更新いたしました。

なお、文中の前期比較は参考として提出会社の個別財務諸表の業績等と比較したものです。

主要な施策の状況は以下の通りであります。

① 対象顧客幅の拡大

家族のライフイベントデータの拡充を推し進めた結果、情報配信可能なファミリーデータ会員数は353万人(前年同期比13.6%増)と着実に拡大いたしました。子育て層に加え、習い事・住宅・終活領域など定年前後を含めたライフイベント領域の拡張を進め、データ基盤の拡張と収益機会の拡大を図っております。

② 金融領域における連携強化と顧客チャネルの拡充

金融領域におきましては、住友生命保険相互会社との協業が順調に進展し、Vitalityのデジタル獲得数の大幅増加やアポイント・面談獲得等の主要KPIが計画を超過して推移いたしました。

また、2026年6月1日付(みなし取得日:2026年5月1日)で、保険無料相談サービス等を展開する株式会社カラダノートライフパートナーズ(旧株式会社FP0)の全株式を取得し完全子会社化いたしました。これにより、従来の送客・共同募集に加え自社募集体制(対面・店舗チャネル)を獲得し、オンラインと対面を融合したマルチチャネル化による生産性の向上とクロスセル強化を推し進めております。住友生命保険相互会社との協業も、こうしたチャネル拡充を通じて新たなステージへと進んでおります。なお、同社については当連結会計年度の第4四半期(3か月分)より連結対象としております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,059,274千円、営業利益は218,864千円、経常利益は196,001千円、親会社株主に帰属する当期純利益は256,200千円となりました。

また、当社グループの事業セグメントはファミリーデータプラットフォーム事業のみの単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしておりません。

(4) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の期末残高は884,483千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況及び主な増減要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は74,681千円となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益の計上196,001千円、株主優待引当金の増加額15,000千円があった一方で、役員退職慰労金の支払額168,303千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は279,834千円となりました。これは主に、連結の範囲の変更を伴う子会社株式取得による支出274,098千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は493,553千円となりました。これは主に、長期借入金による収入600,000千円があった一方で、長期借入金の返済107,150千円によるものであります。

(5) 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループは、生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしていません。

b. 受注実績

当社グループは、受注生産を行っておりませんので、受注実績に関する記載はしていません。

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績を事業別に示すと、次のとおりであります。なお、当社グループは、ファミリーデータプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

事業の名称	金額(千円)	前年同期比(%)
ファミリーデータ プラットフォーム事業	1,059,274	—

(注) 1. 当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前年同期比は記載していません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相 手 先	第18期連結会計年度 (自 2025年8月1日 至 2026年7月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)
住友生命保険相互会社	302,523	28.6
株式会社デジタルガレージ	137,528	13.0
メットライフ生命保険株式会社	120,780	11.4

(6) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

① 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

(売上高)

当連結会計年度における売上高は1,059,274千円となりました。

これは主に、過年度より推進してまいりました不採算事業の譲渡および縮小といった事業構造改革に伴う減収によるものであります。一方で、最重要テーマとして掲げた収益性向上に向け、ファミリーデータプラットフォーム事業における高収益領域への経営資源集中を徹底いたしました。

ライフイベントマーケティングにおきましては、住友生命保険相互会社との提携深化に伴う「Vitality」のデジタル獲得が大幅に伸びたほか、住環境および教育等の領域における取引拡大が寄与いたしました。また、保険代理事業におきましては、2026年6月1日付（みなし取得日：2026年5月1日）で株式会社カラダノートライフパートナーズ（旧 株式会社FP0）を完全子会社化したことにより、第4四半期（3か月分）より同社の業績を連結に取り込み、店舗・対面チャネルを含む自社募集体制の獲得とマルチチャネル化を推進いたしました。

(売上原価、販売費及び一般管理費)

売上原価は、宅配水事業の譲渡に伴う仕入高の減少や不採算領域の縮小効果等により、274,684千円となりました。

販売費及び一般管理費は、広告出稿の費用対効果の見直しや自社メディアによる自然流入獲得への注力、ならびに生成AI等の活用を通じた全社的な業務効率化・生産性向上の徹底により、565,725千円となりました。

(営業利益)

以上の結果、営業利益は218,864千円となり、売上高営業利益率は20.7%へと大幅に改善し、強固な利益体質を確立いたしました。

(営業外損益、経常利益)

営業外収益は、受取利息やポイント還元収入等により、2,106千円となりました。

営業外費用は、株主優待制度の再開に伴う株主優待引当金繰入額15,000千円、子会社株式取得等に係る長期借

入金の支払利息2,868千円、訴訟関連費用7,100千円等を計上したことにより、24,969千円となりました。

この結果、経常利益は196,001千円となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

将来の課税所得の見積りに基づき繰延税金資産を新たに計上したこと等に伴い、法人税等調整額△60,692千円を計上いたしました。

以上により、税金等調整前当期純利益は196,001千円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は過去最高益となる256,200千円となりました。

② 資本の財源及び資金の流動性

当社グループは、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは74,681千円の獲得となり、構造改革を経て自己資金による強固な創力を回復いたしました。

また、当連結会計年度において株式会社カラダノートライフパートナーズの全株式を取得するにあたり、金融機関より600,000千円の長期借入金を調達しております。

手元資金の流動性を維持し、機動的な運転資金の調達に備えるため、当社グループでは取引銀行2行と極度額200,000千円の当座貸越契約を締結しております(当連結会計年度末における借入実行残高は0円)。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりまして、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

5 【重要な契約等】

(株式会社FP0の株式取得及び和解による訴訟終了)

当社は、2026年4月15日付適時開示「(開示事項の経過)株式会社FP0の株式取得(子会社化)の実行決定及び和解による訴訟終了に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、株式会社FP0(現 株式会社カラダノートライフパートナーズ)の株式取得に関する訴訟について、同社の株主である野々村晃氏との間で和解が成立し、株式取得を実行することを決定いたしました。

その後、2026年6月1日付で同社の全株式を取得し、完全子会社化が完了しております。

詳細は、「第5 経理の状況 1 (1) 連結財務諸表 注記事項 (企業結合等関係)」をご参照ください。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は5,735千円であります。

その内容は、主にソフトウェアの取得となります。

なお、設備投資の総額には、上記の主要な設備投資のほか、その他の有形固定資産及び無形固定資産への投資も含めております。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2026年7月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物	工具、器具及び 備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都港区)	本社設備	—	2,096	6,164	8,260	31 (5)

- (注) 1. ソフトウェアはソフトウェア仮勘定を含んでおります。
 2. 現在休止中の主要な設備はありません。
 3. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員（パートタイム含む）は年間平均人員を外数で記載しております。
 4. 本社の建物を賃借しております。年間賃借料は21,477千円であります。
 5. 当社はファミリーデータプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はして
 おりません。

(2) 国内子会社

2026年7月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物	工具、器具及び 備品	ソフトウェア	合計	
株式会社カラダノートライフ パートナーズ (愛知県春日井市)	本社設備	7,983	818	—	8,801	17 (一)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員（パートタイム含む）は年間平均人員を外数で記載しております。
 3. 事務所等の建物を賃借しております。賃借料の総額は3,258千円であります。
 4. 当社グループはファミリーデータプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記
 載はしておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第 4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2026年7月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年10月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	6,697,900	6,697,900	東京証券取引所 (グロース)	権利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式で あり、単元株式数は100株で あります。
計	6,697,900	6,697,900	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、2026年10月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストック・オプション制度の内容】

第1回新株予約権(2019年3月19日臨時株主総会決議)

決議年月日	2019年3月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社監査役 3 当社従業員 24 (注) 6
新株予約権の数(個)	150 (注) 1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 15,000 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	300 (注) 3
新株予約権の行使期間	自 2021年4月2日 至 2029年3月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 300 資本組入額 150
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 当事業年度の末日(2026年7月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年9月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度末の末日における内容から変更はありません。

2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、普通株式100株であります。なお、当社が係る新株予約権の割当日以降に株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。
- (3) 新株予約権者は、当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されるまでの間、権利行使ができない。
- (4) 新株予約権者は、1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできない。

5. 新株予約権の取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が、4. ①に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。
 - (3) 新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）に該当すること、あるいは暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること、暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること、並びに役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有することが判明した場合、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。
6. 付与対象者の退職による権利の喪失等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員2名となっております。

第2回新株予約権(2020年5月19日臨時株主総会決議)

決議年月日	2020年5月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 16 (注)6
新株予約権の数(個)	230 (注)1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 23,000 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	573 (注)3
新株予約権の行使期間	自 2022年6月1日 至 2030年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 573 資本組入額 286.5 (注)7
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 当事業年度の末日(2026年7月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年9月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度末の末日における内容から変更はありません。

2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、普通株式100株とする。
なお、当社が係る新株予約権の割当日以降に株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。
- (3) 新株予約権者は、当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されるまでの間、権利行使ができない。
- (4) 新株予約権者は、1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできない。

5. 新株予約権の取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が、4. ①に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）に該当すること、あるいは暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること、暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること、並びに役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有することが判明した場合、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

6. 付与対象者の退職による権利の喪失等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員2名、取締役1名（2020年6月26日に従業員から役員に就任）となっております。

7. 2025年7月1日付で権利行使価額を下回る価額を払込金額とした第三者割当増資及び自己株式処分を実施したことに伴い、権利行使価額を調整しております。

第3回新株予約権（2023年3月22日取締役会決議）

決議年月日	2023年3月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4 当社従業員 19 （注）6
新株予約権の数（個）※	1,790個（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 179,000株(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	780円 （注）2
新株予約権の行使期間※	2025年4月6日～2033年4月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価額 799 資本組入額 399.5 （注）7
新株予約権の行使の条件※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 4

※ 当事業年度の末日（2026年7月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年9月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件

(1) 次の各号に掲げる条件を満たした場合に、すでに行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる限度においてのみ行使することができる。ただし、権利行使は1個単位とする。なお、計算の結果、1個未満の端数が生じるときはその端数を切り上げる。

- ① 割当日後に終了する当社のある事業年度における有価証券報告書に記載された（連結）営業利益が3億円以上であったとき 割り当てられた新株予約権の総数の25%まで
 - ② 割当日後に終了する当社のある事業年度における有価証券報告書に記載された（連結）営業利益が5億円以上であったとき 割り当てられた新株予約権の総数の50%まで
 - ③ 割当日後に終了する当社のある事業年度における有価証券報告書に記載された（連結）営業利益が10億円以上であったとき 割り当てられた新株予約権の総数の100%
- (2) 本新株予約権の割当日から新株予約権の行使期間の末日までのある暦月において、各取引日における東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日を除く。）が一度でも当該時点における本新株予約権の行使価額が250円を下回った場合、新株予約権者は、当該時点において残存する本新株予約権の全てを行使期間の末日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合はこの限りではない。
- ① 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - ② 当社が法令や東京証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - ③ 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - ④ その他、当社が新株予約権者の信頼を害すると客観的に認められる行為を行った場合
- (3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、執行役、監査役（法改正によりこれらに類する地位が生じた場合はそれも含む。）または従業員であることを要する。
- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の数」に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、新株予約権を行使することができる期間に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
別途定める方法（（注）5）に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
5. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
また、新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
6. 付与対象者の退職による権利の喪失等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員10名、取締役4名となっております。
7. 2025年7月1日付で権利行使価額を下回る価額を払込金額とした第三者割当増資及び自己株式処分を実施したことに伴い、権利行使価額を調整しております。

第4回新株予約権（2026年1月16日取締役会決議）

決議年月日	2026年1月16日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社従業員 13（注）6
新株予約権の数（個）※	700個（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 70,000株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	459円（注）2
新株予約権の行使期間※	2026年11月1日～2029年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価額 459 資本組入額 229.5
新株予約権の行使の条件※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4

※ 当事業年度の末日（2026年7月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年9月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権者は、2026年7月期から2028年7月期までのいずれかの事業年度において、当社の営業利益の額が3億円を超過した場合にのみ、これ以降、行使期間内において本新株予約権を行使することができる。なお、営業利益の額の判定に際しては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書、以下同様）および連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合にはキャッシュ・フロー計算書）における営業利益の額に、本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合においては、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。また、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書等に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、執行役または従業員であることを要する。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する本新株予約権の割当契約書に定めるところによる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、新株予約権を行使することができる期間に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

別途定める方法（（注）5）に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

5. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

また、新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 付与対象者の退職による権利の喪失等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員13名、取締役2名となっております。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年8月1日～ 2022年7月31日(注1)	59,300	6,296,700	8,895	294,918	8,895	284,918
2021年11月26日(注2)	5,900	6,302,600	4,189	299,107	4,189	289,107
2022年11月26日(注3)	18,100	6,320,700	6,841	305,949	6,841	295,949
2022年8月1日～ 2023年7月31日(注1)	20,700	6,341,400	3,242	309,191	3,242	299,191
2023年10月30日(注4)	—	6,341,400	△259,191	50,000	—	299,191
2023年10月31日(注1)	24,000	6,365,400	3,600	53,600	3,600	302,791
2023年11月30日(注5)	15,500	6,380,900	4,495	58,095	4,495	307,286
2024年11月22日(注6)	16,000	6,396,900	4,272	62,367	4,272	311,558
2025年7月1日(注7)	300,000	6,696,900	70,950	133,317	70,950	382,508
2025年7月1日(注8)	—	6,696,900	△70,950	62,367	△70,950	311,558
2025年8月1日～ 2026年7月31日(注1)	1,000	6,697,900	150	62,517	150	311,708

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 取締役並びに従業員に対する譲渡制限付株式報酬を2021年11月26日支給に伴い、新株式5,900株（発行価格1,420円、資本組入額710円）発行しております。

3. 取締役並びに従業員に対する譲渡制限付株式報酬を2022年11月26日支給に伴い、新株式18,100株（発行価格756円、資本組入額378円）発行しております。

4. 会社法第447条1項の規定に基づき、欠損を填補し、今後の資本政策の機動性及び柔軟性を図るため、資本金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります。（減資割合83.8%）

5. 取締役並びに従業員に対する譲渡制限付株式報酬を2023年11月30日支給に伴い、新株式15,500株（発行価格580円、資本組入額290円）発行による増加であります。

6. 取締役並びに従業員に対する譲渡制限付株式報酬を2024年11月22日支給に伴い、新株式16,000株（発行価格534円、資本組入額267円）発行による増加であります。

7. 第三者割当増資による増加であります。

発行価格 473円

資本組入額 236円50銭

割当先 住友生命保険相互会社

8. 第三者割当増資と同時に会社法第447条1項の規定及び同法448条1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金をその他資本剰余金へ振り替えたものであります。（減資割合53.2%）

(5) 【所有者別状況】

2026年7月31日現在

区分	株式の状況(1 単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	2	14	22	12	10	3,690	3,750	—
所有株式数 (単元)	—	6,506	3,621	8,914	684	49	47,160	66,934	4,500
所有株式数 の割合(%)	—	9.71	5.41	13.31	1.03	0.07	70.47	100.00	—

(注) 自己株式11,721株は、「個人その他」に117単元、「単元未満株式の状況」に21株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2026年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
佐藤 竜也	東京都港区	2,590,900	38.75
住友生命保険相互会社 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	東京都中央区八重洲2丁目2番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	650,000	9.72
株式会社ハッピークローバー	東京都港区芝浦4丁目21番1号	510,000	7.63
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	305,311	4.57
中部電力株式会社	愛知県名古屋市中区東新町1	300,000	4.49
清板 大亮	東京都港区	102,000	1.53
穂田 誉輝	東京都渋谷区	65,200	0.98
東京短資株式会社	東京都中央区日本橋室町4丁目4番10号	62,200	0.93
高木 智史	岐阜県瑞穂市	49,300	0.74
大久 望	東京都日野市	44,500	0.67
計	—	4,679,411	69.99

(注) 1. 当社は、自己株式(11,721株)を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式(11,721株)を控除して計算しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 11,700	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,681,700	66,817	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 4,500	—	—
発行済株式総数	普通株式 6,697,900	—	—
総株主の議決権	—	66,817	—

② 【自己株式等】

2026年7月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社カラダノート	東京都港区芝浦3丁目8番10号	11,700	—	11,700	0.17
計	—	11,700	—	11,700	0.17

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第13号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	1,006	2
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 1. 当事業年度における取得自己株式は、譲渡制限付株式の無償取得及び単元未満株式の買取請求によるものがあります。

2. 当期間における取得自己株式数には、2026年10月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(一)	—	—	—	—
保有自己株式数	11,721	—	11,721	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2026年10月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。剰余金の配当等につきましては、将来の事業拡大に向けた内部留保の充実と、株主還元とのバランスを総合的に勘案して決定することを基本方針としております。また、毎事業年度における配当の回数につきましては、中間配当及び期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、会社法第454条第5項の規定による中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、取締役会であります。

当連結会計年度におきましては、親会社株主に帰属する当期純利益の計上等により利益剰余金はプラスに回復いたしましたものの、引き続き手元資金をM&A等のさらなる成長投資へ機動的に活用すべき段階にあること、および財務基盤のより一層の強化を図る必要があることから、誠に恐縮ながら無配とさせていただきます。

なお、今後の配当実施の可能性および時期については、現時点では未定であります。当社では、株主層の拡大および中長期的な企業価値向上を目指し、株主優待制度を通じた還元を実施しております。今後は、継続的な利益成長による財務体質の強化を進めるとともに、総還元性向の目安策定や配当開始の検討を含め、株主の皆様への適切な還元の拡充に努めてまいります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

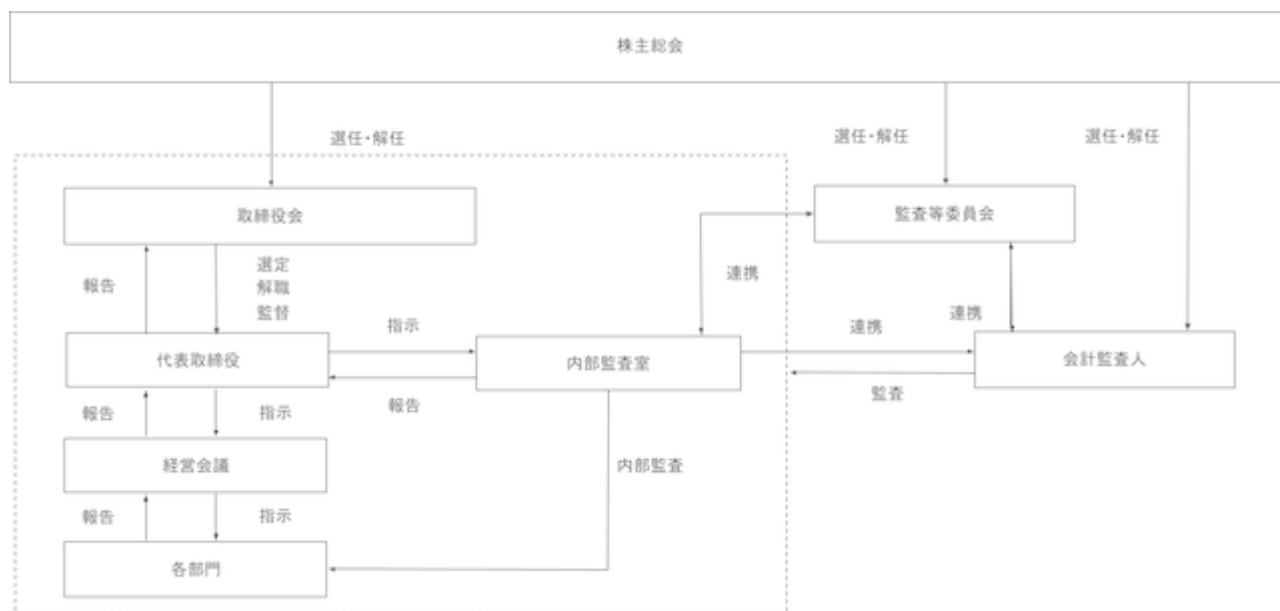
当社は、経営の効率化を図るとともに、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めていくことが長期的に企業価値を向上させていくと考えており、また、株主をはじめとした多くのステークホルダーへの利益還元につながるものと考えております。そのため、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業価値を継続的に高めていくために不可欠な経営統治機能と位置づけており、コーポレート・ガバナンス体制の強化及び充実に努めております。その一環として、当社は2021年10月26日、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員である取締役を取締役会の構成員とすることで、取締役に対する監視・チェック機能を強化し、コンプライアンス及びリスク管理の徹底を図ることで、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実に取り組んでおります。

② 企業統治の体制の概要

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名（うち社外取締役1名）及び監査等委員である取締役3名（いずれも社外取締役）が在任しております。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年、監査等委員である取締役の任期は2年としております。

当社の本有価証券報告書提出日現在における企業統治の体制の概要図は以下のとおりであります。



イ. 取締役会

取締役会は監査等委員ではない取締役3名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役3名（いずれも社外取締役）で構成されています。原則として毎月1回定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、法令、定款及び取締役会規程等に定められた事項の審議・決定、経営及び業務執行に関する重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況を監督・監視をしております。

なお、2026年10月27日予定開催の第18回定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の取締役は6名（うち社外取締役4名）となります。

（取締役会の活動状況）

当事業年度における個々の取締役の出席状況、具体的な検討内容は以下のとおりであります。当事業年度において当社は、取締役会を定時で12回、臨時で6回の合計18回開催しております。

役職	氏名	開催回数	出席回数（出席率）
代表取締役	佐藤 竜也	18回	18回（100%）
取締役	山本 和正	18回	18回（100%）
社外取締役	松島 陽介	18回	16回（89%）
社外取締役（監査等委員）	横山 敬子	18回	18回（100%）
社外取締役（監査等委員）	長野 修一	18回	17回（94%）
社外取締役（監査等委員）	中村 賀一	18回	18回（100%）

具体的な検討内容として、経営管理に関する事項や財務、内部統制、人事、M&A案件、事業投資のほか、リスク、コンプライアンス、サステナビリティに関する取組、情報セキュリティなどに関する議論、審議を行いました。

ロ. 監査等委員会

監査等委員会は監査等委員である取締役3名（いずれも社外取締役）で構成されており、原則として毎月1回監査等委員会を開催しております。監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室担当者と定期的に情報交換を行い、内部統制システムの整備・確立、リスク評価について意見交換を行います。これら会計監査人や内部監査担当者や情報を共有することにより、監査等委員会監査の実効性を高めております。

当事業年度において、当社は監査等委員会を15回開催しております。個々の監査等委員の出席状況及び当事業年度に開催した監査等委員会における具体的な検討内容については「4 コーポレート・ガバナンスの状況等（3）監査の状況 ①監査等委員会による監査の状況」をご参照ください。

ハ. 監査法人

当社は、東邦監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

ニ. 経営会議

当社は、業務執行に関する重要事項の協議・決定及び取締役会付議事項の事前審議を行う機関として、代表取締役を議長とし、常勤取締役及び執行役員等で構成される「経営会議」を設置しております。原則として週1回開催され、迅速かつ適切な意思決定と業務執行の効率化を図るとともに、サステナビリティ課題やリスク管理等に関する具体的な対応策の策定・進捗管理を行っております。なお、監査等委員である社外取締役も必要に応じて出席し、業務執行の状況を監視・監督できる体制となっております。

③ 当該体制を採用する理由

当社は、取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めることができると考え、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。

④ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性を確保するために、法令に基づき「内部統制システムに関する基本方針」を以下のように定めております。

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款を遵守し、かつ社会的責任及び企業倫理を尊重する行動ができるように、「リスク・コンプライアンス基本方針」並びに「リスク管理規程」を定め、それを取締役及び使用人に周知徹底させるものとする。
- ② 職務執行の公正性を監督する機能を強化するため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含めるものとする。
- ③ リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を図るものとする。具体的には、取締役及び使用人に対し、定期的なコンプライアンス研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うことにより、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識の醸成を行う。
- ④ 法令及び定款に反する行為を早期発見し是正することを目的とする社内報告体制として、外部に通報窓口を設け、内部通報制度の整備を行う。
- ⑤ 反社会的勢力との関係を一切遮断する。これを達成するため、反社会的勢力への対応を所管する部署をコーポレート本部と定め、その対応に係る規程等の整備を行うとともに、有事には警察等の外部専門機関と連携し毅然と対応できる体制とする。
- ⑥ 監査等委員である取締役及び内部監査室担当者は連携して、コンプライアンス体制の状況を定期的に監査し、取締役会に報告を行う。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」を含む社内規程に従い、文書（電磁的記録含む）により作成、保存、管理する。また、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行う。
- ② 取締役が、その職務上必要あるときは直ちに上記文書等を閲覧できる保存管理体制とする。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理の基本事項を定めた「リスク管理規程」に従い、リスク管理担当役員を置き、各リスクについて網羅的、体系的な管理を実施する。
- ② リスク情報等については、各部門責任者により取締役会に対して報告を行う。
- ③ 不測の事態が発生した場合には、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家の協力を仰ぐものとする。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」を遵守し、社外取締役を含む取締役から構成される取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。
- ② 「取締役会規程」に定められている要付議事項について、事前に十分な資料を準備して、取締役会に付議することを遵守する。
- ③ 経営計画に基づく各部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
- ④ 意思決定の迅速化のため、「組織規程」、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内規程を整備し、役割、権限、責任を明確にする。
- ⑤ 職務権限を越える案件については、主管部門の専門的意見を反映させた上で、代表取締役及び担当役員の合議により決裁する稟議制度を構築、運営する。

ホ. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに指示の実効性確保に関する事項

- ① 監査等委員である取締役が必要とした場合、監査等委員である取締役の職務を補助するための監査等委員である取締役補助使用人を置くものとし、その人選については監査等委員である取締役間で協議する。
- ② 監査等委員である取締役補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査等委員である取締役補助使用人は取締役の指揮、命令を受けないものとし、当該期間中の任命、異動、評価、解任等については監査等委員である取締役の同意を得る。
- ③ 監査等委員である取締役補助使用人は、監査等委員である取締役の要請に基づき補助を行う際は、監査等委員である取締役の指揮命令に従うものとする。

ヘ. 取締役及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 監査等委員である取締役は、取締役会のほか、必要に応じて、一切の社内会議に出席する権限を有する。

- ㊦ 監査等委員である取締役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査室担当者は内部監査の結果を報告する。
- ㊧ 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査等委員である取締役に報告する。

ト. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員会への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、「内部通報規程」で定める通報者の保護に基づき、当該報告をした者の保護を行う。

チ. 監査等委員である取締役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役の職務執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査等委員である取締役から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、速やかにこれに応じる。

リ. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、月1回以上開催する。
- ② 社外取締役として、企業経営に精通した経験者・有識者や公認会計士等の有資格者を招聘し、代表取締役や取締役等、業務を執行する者からの独立性を保持する。
- ③ 監査等委員である取締役は、代表取締役との定期的な会議を開催し、意見や情報交換を行う。
- ④ 監査等委員である取締役は、内部監査室担当者と緊密な連携を保ち、必要に応じて、内部監査室担当者に調査を依頼することができる。

ヌ. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、経理規程類を整備するとともに、「財務報告に係る内部統制の構築及び評価に関する基本方針」を定め、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、予防及び牽制機能を整備・運用・評価し、不備があれば是正していく体制を整備する。

ル. 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め会社全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。また、警察や関係機関並びに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引き続き反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。

⑤ リスク管理体制の整備状況

当社は、業務上発生する可能性がある各種リスクを正確に把握、分析し、適切に対処すべく継続的にリスク管理体制の強化に取り組んでおります。緊急事態が発生した場合、あるいはその発生が予想される場合は緊急事態対策本部が設置され、代表取締役が本部長になり、迅速な対応を行い、緊急事態の拡大を最小限にとどめ、早期に解決するよう努めております。

また当社は、内部通報制度を設け、コンプライアンスに抵触する事態の発生の早期発見、早期解決に取り組んでおります。当社の従業員は、本制度を通じてコンプライアンス違反等の事実が生じているか、又は、生じようとしていることを社内外に設けた通報窓口に通報することができます。通報を受けた担当者は事実関係の把握に努め、適時適切に対応しております。

⑥ 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名以上7名以内とし、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款に定めております。

⑦ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑧ 非業務執行取締役との責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できることを目的として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

⑨ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等損害責任保険を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することとなり、保険料は全額当社が負担しております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

イ. 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除できる旨を定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

ロ. 剰余金配当の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

ハ. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年1月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

ニ. 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

a 2026年10月26日（有価証券報告書提出日）現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性5名 女性1名(役員のうち女性の比率17%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役	佐藤 竜也	1984年7月24日	2004年2月 2007年4月 2008年12月 2026年6月	株式会社フラクタリスト インターン 同社 入社 株式会社プラスアール(現当社)設立 代表取締役 就任(現任) 株式会社カラダノートライフパートナーズ 代表取締役 就任(現任)	(注) 2	2,590,900
取締役 ビジネス 本部長	山本 和正	1991年5月20日	2014年4月 2020年2月 2020年4月 2020年6月 2021年2月 2023年10月	株式会社Q(現セカイエ株式会社) 入社 当社入社 当社サービス本部副本部長 就任 当社取締役サービス本部長 就任 当社取締役ビジネス本部長 就任 当社取締役執行役員ビジネス本部長 就任 (現任)	(注) 2	26,500
取締役 (注) 1	松島 陽介	1972年9月1日	1995年4月 2001年6月 2005年10月 2007年2月 2008年12月 2012年4月 2013年5月 2013年6月 2016年6月 2018年4月 2023年6月 2023年10月 2024年1月 2024年1月 2024年3月 2024年6月 2024年8月 2025年9月 2026年4月	第一生命株式会社 入社 A.T.カーニー株式会社 入社 マッキンゼー&カンパニー 入社 株式会社MKSパートナーズ 入社 丸の内キャピタル株式会社 入社 NKリレーションズ株式会社(現ノーリツ銅機 株式会社) 代表取締役 就任 株式会社JMDC 取締役 就任 ノーリツ銅機株式会社 取締役副社長COO 就任 株式会社PKSHA Technology 社外取締役 就 任 株式会社JMDC 代表取締役社長兼CEO 就任 同社 代表取締役会長 就任 当社 社外取締役 就任(現任) 株式会社アマナ 社外取締役就任(現任) キャス・キャピタル株式会社 監査役就任 (現任) アイアンゲート株式会社 代表取締役就任 株式会社JMDC 取締役会長 就任(現任) 株式会社アカリク 社外取締役 就任(現 任) 株式会社estie 社外取締役 就任(現任) 株式会社QuestHub 取締役 就任(現任)	(注) 2	—
取締役 監査等委員 (注) 1	横山 敬子	1971年9月25日	1994年4月 2003年11月 2004年7月 2007年5月 2016年7月 2020年2月 2020年3月 2020年4月 2021年10月 2023年7月 2024年6月 2025年6月 2026年4月	株式会社コサカ 入社 監査法人コスモス 入所 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トー マツ) 入所 公認会計士登録 ENECHANGE株式会社 社外監査役(常勤) 就任 横山敬子公認会計士事務所設立 代表(現 任) ENECHANGE株式会社 社外監査役 就任 株式会社フュービック(現株式会社 nobitel) 社外監査役 就任(現任) 当社 社外取締役(監査等委員) 就任(現任) 株式会社シーラテクノロジー 社外監査 役 就任 シュッピン株式会社 社外監査役就任(現 任) 株式会社シーラホールディングス 社外取締 役(監査等委員)就任(現任) 株式会社シーラ 社外監査役 就任(現任)	(注) 3	—

取締役 監査等委員 (注) 1	長野 修一	1985年7月24日	2013年1月 2014年5月 2017年6月 2017年6月 2017年6月 2018年10月 2020年10月 2021年10月 2023年2月	本杉法律事務所 入所 クックパッド株式会社 入社 株式会社オウチーノ 入社 同社法務部長 就任 弁護士法人長野法律事務所 入所(現任) 株式会社くふうカンパニー 入社 当社 監査役 就任 当社 社外取締役(監査等委員) 就任(現任) リンクウィズ株式会社 社外監査役 就任	(注) 3	—
取締役 監査等委員 (注) 1	中村 賀一	1973年3月11日	1995年10月 2000年7月 2004年6月 2015年1月 2015年9月 2016年1月 2021年10月 2023年6月 2024年9月	監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ) 入所 平田公認会計士事務所 入所 株式会社エンバイオ・ホールディングス取締役 就任 株式会社ネオキャリア監査役 就任 株式会社イデアル監査役 就任 株式会社ユーザーローカル監査役 就任 当社社外取締役(監査等委員) 就任(現任) 株式会社エンバイオ・ホールディングス代表取締役 就任(現任) 株式会社ユーザーローカル 社外取締役(監査等委員) 就任(現任)	(注) 3	—
計						2,617,400

- (注) 1. 取締役松島陽介、横山敬子、長野修一及び中村賀一は、社外取締役であります。
2. 2025年10月22日開催の定時株主総会終結の時から、2026年7月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
3. 2025年10月22日開催の定時株主総会終結の時から、2027年7月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 所有株式数は、当事業年度末(2026年7月31日)現在の株式数を記載しております。

b 2026年10月27日定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役(監査等委員である取締役を除く)3名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の役員の状況は以下のとおりになる予定です。なお、役員の役職等につきましては、当該定時株主総会直後に開催が予定される取締役会の決議内容(役職等)を含めて記載しております。

男性5名 女性1名(役員のうち女性の比率17%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役	佐藤 竜也	1984年7月24日	2004年2月 2007年4月 2008年12月 2026年6月	株式会社フラクタリスト インターン 同社 入社 株式会社プラスアール(現当社)設立 代表取締役 就任(現任) 株式会社カラダノートライフパートナーズ 代表取締役 就任(現任)	(注) 2	2,590,900
取締役 ビジネス 本部長	山本 和正	1991年5月20日	2014年4月 2020年2月 2020年4月 2020年6月 2021年2月 2023年10月	株式会社Q(現セカイエ株式会社) 入社 当社入社 当社サービス本部副本部長 就任 当社取締役サービス本部長 就任 当社取締役ビジネス本部長 就任 当社取締役執行役員ビジネス本部長 就任(現任)	(注) 2	26,500

取締役 (注) 1	松島 陽介	1972年9月1日	1995年4月 第一生命株式会社 入社 2001年6月 A.T.カーニー株式会社 入社 2005年10月 マッキンゼー&カンパニー 入社 2007年2月 株式会社MKSパートナーズ 入社 2008年12月 丸の内キャピタル株式会社 入社 2012年4月 NKリレーションズ株式会社(現ノーリツ銅機株式会社) 代表取締役 就任 2013年5月 株式会社JMDC 取締役 就任 2013年6月 ノーリツ銅機株式会社 取締役副社長COO 就任 2016年6月 株式会社PKSHA Technology 社外取締役 就任 2018年4月 株式会社JMDC 代表取締役社長兼CEO 就任 2023年6月 同社 代表取締役会長 就任 2023年10月 当社 社外取締役 就任(現任) 2024年1月 株式会社アマナ 社外取締役就任(現任) 2024年1月 キャス・キャピタル株式会社 監査役就任(現任) 2024年3月 アイアンゲート株式会社 代表取締役就任 2024年6月 株式会社JMDC 取締役会長 就任(現任) 2024年8月 株式会社アカリク 社外取締役 就任(現任) 2025年9月 株式会社estie 社外取締役 就任(現任) 2026年4月 株式会社QuestHub 取締役 就任(現任)	(注) 2	—
取締役 監査等委員 (注) 1	横山 敬子	1971年9月25日	1994年4月 株式会社コサカ 入社 2003年11月 監査法人コスモス 入所 2004年7月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ) 入所 2007年5月 公認会計士登録 2016年7月 ENECHANGE株式会社 社外監査役(常勤) 就任 2020年2月 横山敬子公認会計士事務所設立 代表(現任) 2020年3月 ENECHANGE株式会社 社外監査役 就任 2020年4月 株式会社フュービック(現株式会社nobitel) 社外勤監査役 就任(現任) 2021年10月 当社 社外取締役(監査等委員) 就任(現任) 2023年7月 株式会社シーラテクノロジーズ 社外監査役 就任 2024年6月 シュッピン株式会社 社外監査役就任(現任) 2025年6月 株式会社シーラホールディングス 社外取締役(監査等委員) 就任(現任) 2026年4月 株式会社シーラ 社外監査役 就任(現任)	(注) 3	—
取締役 監査等委員 (注) 1	長野 修一	1985年7月24日	2013年1月 本杉法律事務所 入所 2014年5月 クックパッド株式会社 入社 2017年6月 株式会社オウチーノ 入社 2017年6月 同社法務部長 就任 2017年6月 弁護士法人長野法律事務所 入所(現任) 2018年10月 株式会社くふうカンパニー 入社 2020年10月 当社 監査役 就任 2021年10月 当社 社外取締役(監査等委員) 就任(現任) 2023年2月 リンクウィズ株式会社 社外監査役 就任	(注) 3	—
取締役 監査等委員 (注) 1	中村 賀一	1973年3月11日	1995年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ) 入所 2000年7月 平田公認会計士事務所 入所 2004年6月 株式会社エンバイオ・ホールディングス取締役 就任 2015年1月 株式会社ネオキャリア監査役 就任 2015年9月 株式会社イデアル監査役 就任 2016年1月 株式会社ユーザーローカル監査役 就任 2021年10月 当社 社外取締役(監査等委員) 就任(現任) 2023年6月 株式会社エンバイオ・ホールディングス代表取締役 就任(現任) 2024年9月 株式会社ユーザーローカル 社外取締役(監査等委員) 就任(現任)	(注) 3	—
計					2,617,400

- (注) 1. 取締役松島陽介、横山敬子、長野修一及び中村賀一は、社外取締役であります。
2. 2026年10月27日開催の定時株主総会終結の時から、2027年7月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
3. 2025年10月22日開催の定時株主総会終結の時から、2027年7月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 所有株式数は、当事業年度末（2026年7月31日）現在の株式数を記載しております。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は4名であります。

松島陽介氏は、事業会社における経営者としての豊富な経験を有しており、経営監督機能など経営全般に対する経験があることから、当社における社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役として選定しております。

横山敬子氏は、公認会計士としての専門性と監査の実務経験があることから、当社において監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。

長野修一氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての高度な専門知識に加え、企業法務の実務経験、ガバナンス整備の経験があることから、当社において監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。

中村賀一氏は、上場企業での経営についての知見並びに、公認会計士としての専門性と監査の実務経験があることから、当社において監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。

当社と社外取締役及び当社と社外取締役が就任している他の会社等との間に、重大な利益相反を生じさせ、また独立性を阻害するような人的・資金的関係等はありません。

当社は社外取締役の独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待され、東京証券取引所の定める独立性の判断基準に照らしても、十分な独立性を有しており、一般株主と利益相反の恐れが生じるおそれがないことを選任基準のひとつと考えております。

③ 社外取締役又は社外取締役である監査等委員による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、原則月1回開催される取締役会への出席を通じて、各年度の監査等委員会の監査計画上の基本方針・重点監査項目や内部統制の整備・運用状況等に関する報告を受けることにより、また、適宜行われる取締役等との意見交換等を通じて当社の現状と課題を把握し、必要に応じて取締役会において独立役員として一般株主に配慮した意見を表明しております。

社外取締役である監査等委員は、原則月1回開催される取締役会および監査等委員会に出席し、取締役および使用人等から内部監査、監査等委員会監査、会計監査および内部統制監査の実施状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めるほか、監査の視点から積極的に意見表明を行う等、経営監視機能の充実に努めております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会による監査の状況

監査等委員は、社外取締役3名で構成されております。監査等委員は、取締役の職務の執行に対し、独立的な立場から適切に意見を述べることができ、監査等委員としてふさわしい人格、識見及び倫理観を有している者を選任しております。毎月開催される定時監査等委員会に加え、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しており、監査方針、監査計画、各監査等委員の職務分担や、内部統制に関する体制及び個別事案について審議を行っております。また、監査等委員は取締役会その他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要な書類の閲覧、役職員への質問等を通じて、経営全般に関して幅広く監査を行う他、内部監査部門及び会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めております。

(監査等委員会の活動状況)

当事業年度における個々の監査等委員の出席状況、具体的な検討内容は以下のとおりであります。当事業年度においては監査等委員会を15回開催しております。

役職	氏名	開催回数	出席回数（出席率）
監査等委員長（社外）	横山 敬子	15回	15回（100%）
監査等委員（社外）	長野 修一	15回	15回（100%）
監査等委員（社外）	中村 賀一	15回	15回（100%）

具体的な検討内容として、毎月開催される取締役会議題の確認、内部統制システムの整備・運用状況の報告、法令遵守やリスク管理の報告、サステナビリティに関する取組に向けた課題についての意見を求め状況に応じて審議、会計監査人の監査報酬に対する同意などしております。また、会計監査人から四半期及び年度決算の説明を受け、必要に応じて監査状況に対する意見交換を行っております。

② 内部監査の状況

当社は、代表取締役直下に内部監査部門を設けており、専任者を1名おいております。当該内部監査部門による定期的な内部監査を実施しております。当該結果については、代表取締役に直接報告され、後日、改善状況の確認を行っております。内部監査担当者は、監査等委員会及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について三者間で情報共有することで連携を図っております。

③ 会計監査の状況

a 監査法人の名称

東邦監査法人

b 継続監査期間

1年間

c 業務を執行した公認会計士

指定社員業務執行社員 石井 克昌

指定社員業務執行社員 小池 利秀

指定社員業務執行社員 小林 広治

d 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士6名、その他2名

e 監査法人の選定方針と理由

当社の監査等委員会は、会計監査人の評価及び選定基準を決定しており、会計監査人の監査品質や監査体制、独立性等について確認を行い、その結果、これらの点について問題はなく、会計監査の継続性や監査報酬等を勘案し選定をしております。

また、当社は、以下のとおり、会計監査人の解任又は不再任の方針を定めております。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められた場合、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反する懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、その他監査品質、品質管理が適格性、独立性を欠く等、適正・適切な監査を遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定します。取締役会は、監査等委員会の決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出します。

f 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員及び監査等委員会は、監査法人が独立の立場を保持し、職業的専門家として、適正な品質管理のもとで適正な監査を実施していると評価いたしました。

g 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

前事業年度	アスカ監査法人
当連結会計年度及び当事業年度	東邦監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

(1) 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

- ① 選任する監査公認会計士等の名称
東邦監査法人
- ② 退任する監査公認会計士等の名称
アスカ監査法人

(2) 当該異動の年月日

2025年10月22日（第17期定時株主総会開催予定日）

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2022年10月26日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人であるアスカ監査法人より、当該会計監査人が日本公認会計士協会から上場会社等監査人名簿への登録を拒否する（「登録の拒否」）処分を受けた旨の通知を2025年5月23日に受領したことにより、任期満了に伴い第17期定時株主総会終結の時をもって退任することとなりました。なお、新たに選任する東邦監査法人を候補者とした理由は、当社の事業内容や規模に照らして、東邦監査法人の専門性、独立性、品質管理体制および監査報酬の水準等を総合的に検討した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

- ① 退任する監査公認会計士等の意見
特段の意見はない旨の回答を得ております。
- ② 監査等委員会の意見
妥当であると判断しております。

④ 監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

提出会社

前事業年度	
監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
19,500	—

区分	当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	22,900	—
連結子会社	—	—
計	22,900	—

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、東邦監査法人が策定した監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、当社及び監査法人で協議の上、監査等委員会の同意を得て、取締役会で決定しております。

e 監査等委員会が監査法人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、監査計画の内容、従前の職務遂行状況、必要な監査日数及び人員数等を確認した結果、監査法人の報酬等の額は妥当であると判断し、同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年9月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を決議しております。

また、取締役会は、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、以下のとおりです。

(i) 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬。以下同じ。）及び非金銭報酬等としての譲渡制限付株式報酬により構成し、社外取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬により構成されます。

(ii) 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含みます。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して取締役会にて決定しております。なお、基本報酬については在任中毎月支給します。

(iii) 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含みます。）

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬とし、業務執行取締役に對して付与します。

譲渡制限付株式報酬を付与する場合、譲渡制限付株式割当契約においては、①2年間から5年間までのうち取締役会が定める期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②法令、社内規則又は譲渡制限付株式割当契約の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社取締役会で定める事由に該当した場合、当該株式を無償で取得すること等を定めます。譲渡制限付株式報酬の付与にあたっては、制度の目的、対象者の職責の範囲、役位その他諸般の事情を勘案し、適切な水準を設定します。

なお、譲渡制限付株式報酬を付与する場合には、株主総会が定める上限の範囲内で、原則として一事業年度につき一度付与します。

(iv) 基本報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の種類別の報酬割合については、担当業務、会社業績及び他社水準等の諸般の事情を総合的に勘案して決定される基本報酬と非金銭報酬の割合とします。

(v) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部の取締役その他の第三者への委任に関する事項、その他取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

各取締役の報酬等については、株主総会にて決議された限度額の範囲で、取締役会にて決定します。

なお、2021年10月26日開催の第13回定時株主総会において、当社は監査等委員設置会社に移行し、当社の役員の報酬等に関して以下のとおり決議されております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、年額100百万円以内と決議されております。また別枠で、2021年10月26日開催の第13回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与の為の報酬として年額2,000百万円以内として決議されております。当該株主総会終結時点での取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名です。取締役（監査等委員）の報酬限度額は、年額30百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするとして決議されております。当該株主総会終結時点での監査等委員である取締役の員数は3名です。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬	株式報酬	左記のうち 非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	21,699	20,400	—	1,299	1,299	2
社外取締役 (監査等委員を含む)	15,500	15,500	—	—	—	4

(注) 非金銭報酬等はすべて譲渡制限付株式報酬であります。

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況等】

(1) 【人材戦略に関する基本方針等】

当社グループは、「家族の健康を支え 笑顔をふやす」というコーポレートビジョンのもと、少子高齢化に伴う社会課題の解決に向けた事業を展開しています。これらの事業成長および持続的な企業価値向上の源泉は「人材」とであると認識しており、次世代を担うリーダーの早期育成・登用を進めるとともに、従業員一人ひとりが高いプロフェッショナリズムを発揮し、事業を通じて持続的な社会的・経済的価値を創出することを重視しています。当社では、バリューである「仕事もプロ 家族もプロ」「成長が生む幸せ」「全てはビジョンに向けたストーリー」を全従業員が体現し、挑戦と成長を実感できる組織体制の構築を目指します。

(2) 【従業員の状況】

① 連結会社の状況

2026年7月31日現在

事業部門の名称	従業員数(名)
ファミリーデータプラットフォーム事業	45 (5)
全社 (共通)	3 (－)
合計	48 (5)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー含む）は、年間の平均人員を（ ）内にて外数で記載しております。
2. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。
3. 当社グループはファミリーデータプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。

② 提出会社の状況

2026年7月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)	平均年間給与の対前事業年度増減率(%)
31 (5)	35.3	4.5	5,783	7.1

事業部門の名称	従業員数(名)
ファミリーデータプラットフォーム事業	28 (5)
全社 (共通)	3 (－)
合計	31 (5)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー含む）は、年間の平均人員を（ ）内にて外数で記載しております。
2. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。
3. 当社はファミリーデータプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。

③ 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

④ 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

ア 提出会社

管理職に占める女性労働者の割合(%) (注) 1	男性労働者の育児休業等取得率(%) (注) 2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注) 1		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
37.5	—	64.0	66.7	74.0

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものです。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものです。

「—」は男性の育児休業取得の対象となる従業員がいないことを示しております。

イ 連結子会社

連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規程による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。
- (3) 当連結会計年度(2025年8月1日から2026年7月31日まで)は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っておりません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年8月1日から2026年7月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年8月1日から2026年7月31日まで)の財務諸表について、東邦監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、監査法人等が開催する研修等による情報収集活動に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

当連結会計年度 (2026年7月31日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	884,483
売掛金	※1 126,596
商品及び製品	0
原材料及び貯蔵品	11,150
前払費用	22,694
その他	21
貸倒引当金	△448
流動資産合計	1,044,496
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物（純額）	7,983
工具、器具及び備品（純額）	2,914
有形固定資産	※3 10,898
無形固定資産	
のれん	364,021
ソフトウェア	3,300
ソフトウェア仮勘定	2,864
無形固定資産	370,185
投資その他の資産	
長期前払費用	820
差入保証金	24,406
繰延税金資産	118,936
投資その他の資産合計	144,163
固定資産合計	525,247
資産合計	1,569,743

(単位：千円)

当連結会計年度
(2026年7月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	10,972
1年内返済予定の長期借入金	※4 185,800
未払金	41,792
未払費用	22,133
未払法人税等	345
未払消費税等	31,709
前受金	※2 2,486
預り金	5,309
賞与引当金	1,632
株主優待引当金	15,000
流動負債合計	317,180
固定負債	
長期借入金	※4 507,050
資産除去債務	3,868
退職給付に係る負債	4,285
固定負債合計	515,203
負債合計	832,384
純資産の部	
株主資本	
資本金	62,517
資本剰余金	537,474
利益剰余金	145,992
自己株式	△9,071
株主資本合計	736,912
新株予約権	447
純資産合計	737,359
負債純資産合計	1,569,743

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 2025年8月1日 至 2026年7月31日)	
売上高	※1 1,059,274
売上原価	274,684
売上総利益	784,590
販売費及び一般管理費	※2 565,725
営業利益	218,864
営業外収益	
受取利息	968
ポイント還元収入	317
その他	820
営業外収益合計	2,106
営業外費用	
支払利息	2,868
株主優待引当金繰入額	15,000
訴訟関連費用	7,100
その他	0
営業外費用合計	24,969
経常利益	196,001
税金等調整前当期純利益	196,001
法人税、住民税及び事業税	493
法人税等調整額	△60,692
法人税等合計	△60,199
当期純利益	256,200
親会社株主に帰属する当期純利益	256,200

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度
(自 2025年8月1日
至 2026年7月31日)

当期純利益	256,200
包括利益	256,200
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	256,200

③ 【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自 2025年8月1日 至 2026年7月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	62,367	537,324	△110,208	△9,069	480,413
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	150	150			300
親会社株主に帰属する当期純利益			256,200		256,200
自己株式の取得				△2	△2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	150	150	256,200	△2	256,498
当期末残高	62,517	537,474	145,992	△9,071	736,912

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	41	480,455
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		300
親会社株主に帰属する当期純利益		256,200
自己株式の取得		△2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	406	406
当期変動額合計	406	256,904
当期末残高	447	737,359

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度
(自 2025年8月1日
至 2026年7月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	196,001
減価償却費	1,702
支払利息	2,868
のれん償却額	9,333
株式報酬費用	4,819
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△5,457
受取利息及び受取配当金	△968
売上債権の増減額 (△は増加)	4,237
棚卸資産の増減額 (△は増加)	4,945
前払費用の増減額 (△は増加)	△5,817
仕入債務の増減額 (△は減少)	△2,072
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△455
役員退職慰労金の支払額	△168,303
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	1,860
株主優待引当金の増減額 (△は減少)	15,000
未払金の増減額 (△は減少)	4,433
未払消費税等の増減額 (△は減少)	23,267
前受金の増減額 (△は減少)	△4,664
仮払金の増減額 (△は増加)	7,814
その他	△177
小計	88,368
利息及び配当金の受取額	820
利息の支払額	△2,868
法人税等の支払額	△11,638
営業活動によるキャッシュ・フロー	74,681
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△871
無形固定資産の取得による支出	△4,864
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△274,098
投資活動によるキャッシュ・フロー	△279,834
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	600,000
長期借入金の返済による支出	△107,150
自己株式の取得による支出	△2
株式の発行による収入	300
新株予約権の発行による収入	406
財務活動によるキャッシュ・フロー	493,553
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	288,400
現金及び現金同等物の期首残高	596,082
現金及び現金同等物の期末残高	884,483

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

1社

主要な連結子会社の名称

株式会社カラダノートライフパートナーズ

当連結会計年度において、株式会社カラダノートライフパートナーズの全株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社名

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である株式会社カラダノートライフパートナーズの決算日は4月30日であり、連結財務諸表の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

商品、原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5～20年

工具、器具備品 4～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）にて償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 株主優待引当金

株主優待の給付に備えるため、当連結会計年度末における支出の見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付に係る会計処理の方法

連結子会社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、退職給付に係る負債を計上しております。退職給付債務の計算については簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

① 顧客との契約から生じるフロー型収益

顧客との契約から生じるフロー型収益は、顧客に対し当社が運営するメディアや外部広告を通じて獲得したパーソナルデータをもとに、顧客の求める条件に合致したパーソナルデータを提供するという履行義務を負っております。フロー型収益において、顧客へ提供したパーソナルデータを顧客が承認した時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② 顧客との契約から生じるストック型収益

顧客との契約から生じるストック型収益は、保険代理事業があります。

保険代理事業から生じるストック型収益は、保険会社へ生命保険契約等の締結の媒介をするという履行義務を負っております。保険代理事業において、保険会社との契約に基づき生命保険契約等の締結の媒介後、生命保険契約等の締結が有効となった時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、その年数で均等償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 118,936千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは、「繰延税金資産の回収可能性に関する指針」（企業会計基準適用指針第26号）に従って過去の税務上の欠損金の発生状況及び将来の課税所得の見積りにより企業分類を判定し、一時差異等の解消年度のスケジューリングを行い、回収可能と見込まれる金額について繰延税金資産を計上しております。

② 主要な仮定

将来の課税所得の見積りにつきましては、翌連結会計年度以降の予算及び中期経営計画を基礎としており、当該予算及び中期経営計画の算定に当たっては、過去の実績に将来予測を加味して作成しております。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

将来の課税所得の見積りにつきましては、入手可能な情報に基づいて算出しておりますが、不確実な経済状況の変動等によって当該仮定に変化が生じた場合には、繰延税金資産の回収可能性の見積り額が減少し、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

2. のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

のれん 364,021千円

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(企業結合関係)」に記載のとおり、当該のれんの償却期間を10年と見積もっております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当連結会計年度において、株式会社カラダノートライフパートナーズの株式を取得し連結子会社としたことに伴い、のれんを計上しております。

のれんの金額は、当初、取得原価が受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回る金額として算出しています。

当該取得原価は、事業計画を基礎として外部の専門家を利用し算定した株式価値を踏まえ、交渉のうえ決定しております。

のれんは、資産に計上し、その効果の及ぶ期間にわたって、定額法により規則的に償却しております。

のれんの償却期間は、事業計画に基づく投資の回収期間を考慮して決定しております。

② 主要な仮定

のれんの金額、償却期間、及び減損の兆候の有無の判定に使用する事業計画の主要な仮定は、新規契約の獲得数であります。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

主要な仮定である新規契約の獲得数の将来予測は、入手可能な情報に基づき最善の見積りを行っておりますが、面談数や成約率等に係る管理不能な不確実性が含まれております。

予測値との乖離が生じた場合、翌連結会計年度にのれんの減損損失が発生する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年7月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありま

す。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

- ※ 1 売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2026年7月31日)
売掛金	126,596千円

- ※ 2 前受金のうち、契約負債の金額は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2026年7月31日)
契約負債	2,486千円

- ※ 3 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2026年7月31日)
建物及び構築物	28,226千円
工具、器具及び備品	8,367千円
計	36,594千円

なお、減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

- ※ 4 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。なお、関係会社株式につきましては連結上相殺消去されております。

	当連結会計年度 (2026年7月31日)
関係会社株式	613,030千円
計	613,030千円

担保付債務は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2026年7月31日)
1年内返済予定の長期借入金	85,800千円
長期借入金	507,050千円
計	592,850千円

- ※ 5 当社及び連結子会社(株式会社カラダノートライフパートナーズ)においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2026年7月31日)
当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額	200,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	200,000千円

(連結損益計算書関係)

※ 1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※ 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2025年8月1日 至 2026年7月31日)
広告宣伝費	138,186千円
給料及び手当	127,594千円
支払手数料	108,891千円

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 2025年8月1日 至 2026年7月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	6,696,900	1,000	—	6,697,900

(変動事由の概要)

普通株式の増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による増加 1,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	10,715	1,006	—	11,721

(変動事由の概要)

自己株式の増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬制度対象者の退職に伴う取得 1,000株

単元未満株の買取りによる増加 6株

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	2019年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	—	—	—	—	—
	2020年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	—	—	—	—	—
	2023年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	—	—	—	—	41
	2026年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	—	—	—	—	406
合計			—	—	—	—	447

(注) 1. 2019年ストック・オプションとしての新株予約権から2020年ストック・オプションとしての新株予約権については、付与時において当社株式は非上場であり、単位あたりの本源的価値は0円であるため、当事業年度末残高はありません。

2. 2026年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2025年8月1日 至 2026年7月31日)
現金及び預金	884,483千円
現金及び現金同等物	884,483千円

※2 当連結会計年度に株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により、新たに株式会社FP0（現 株式会社カラダノートライフパートナーズ）を取得したことに伴う、連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出（純額）との関係は次のとおりであります。

流動資産	357 百万円
固定資産	74 百万円
のれん	373 百万円
流動負債	△190 百万円
固定負債	△4 百万円
株式の取得価額	610 百万円
現金及び現金同等物	△337 百万円
差引：取得のための支出	274 百万円

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2026年7月31日)
1年以内	12,302
1年超	—
合計	12,302

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画及び投資計画に照らし、必要な資金を主に営業活動によるキャッシュ・フロー及び銀行借入等により調達する方針であります。一時的な余資は安全性の高い預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主に事務所等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等はそのほとんどが1年以内に決済又は納付期限が到来するものであります。これらは支払期日に支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

長期借入金は、主に株式取得による子会社化等の事業投資及び運転資金の確保を目的としたものであり、返済期日は決算日後最長で7年（1年内返済予定分を含む）であります。また、変動金利であるため金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、担当部署が取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに回収遅延債権については個別に把握及び対応を行う体制としております。

差入保証金は担当部署が定期的に差入先の信用状況の把握に努めております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、財務担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当連結会計年度(2026年7月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
差入保証金	24,406	24,099	△306
資産計	24,406	24,099	△306
長期借入金(*)	692,850	684,468	△8,381
負債計	692,850	684,468	△8,381

(*) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(注1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「未払消費税等」、「買掛金」、「未払金」及び「未払費用」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

当連結会計年度(2026年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	884,483	—	—	—
売掛金	126,596	—	—	—
差入保証金(*)	—	483	—	—
合計	1,011,079	483	—	—

(*) 差入保証金については、償還予定が確定しているもののみ記載しており、償還期日を明確に把握できないもの(23,923千円)については、償還予定額には含めておりません。

(注3) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

当連結会計年度(2026年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	185,800	85,800	85,800	85,800	85,800	163,850
合計	185,800	85,800	85,800	85,800	85,800	163,850

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2026年7月31日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	24,099	—	24,099
資産計	—	24,099	—	24,099
長期借入金	—	684,468	—	684,468
負債計	—	684,468	—	684,468

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当連結会計年度より連結子会社となった株式会社カラダノートライフパートナーズにおいて、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用しております。なお、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算には、簡便法を適用しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	当連結会計年度 (自 2025年8月1日 至 2026年7月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	—
新規連結に伴う増加額(注)	2,425
退職給付費用	1,860
退職給付の支払額	—
退職給付に係る負債の期末残高	4,285

(注) 株式会社カラダノートライフパートナーズを新たに連結の範囲に含めたことによる増加であります。

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 当連結会計年度 1,860千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	4,819千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2019年3月19日	2020年5月19日
付与対象者の区分及び 人数(名)	当社取締役 2 当社監査役 3 当社従業員 24	当社従業員 16
株式の種類及び付与数 (株)(注)	普通株式 281,100株	普通株式 67,500株
付与日	2019年4月1日	2020年6月1日
権利確定条件	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約 権等の状況 ①ストック・オプション制度の内容」に記載の通りであります。	
対象勤務期間	該当事項はありません。	該当事項はありません。
権利行使期間	2021年4月2日～2029年3月1日	2022年6月1日～2030年4月30日

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2023年3月22日	2026年1月16日
付与対象者の区分及び 人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 19	当社取締役 2 当社従業員 13
株式の種類及び付与数 (株)(注)	普通株式 269,000株	普通株式 70,000株
付与日	2023年4月6日	2026年2月2日
権利確定条件	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約 権等の状況 ①ストック・オプション制度の内容」に記載の通りであります。	
対象勤務期間	該当事項はありません。	該当事項はありません。
権利行使期間	2025年4月6日～2033年4月5日	2026年11月1日～2029年10月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2026年7月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2019年3月19日	2020年5月19日
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後(株)		
前事業年度末	16,000	23,000
権利確定	—	—
権利行使	1,000	—
失効	—	—
未行使残	15,000	23,000

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2023年3月22日	2026年1月16日
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	70,000
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	70,000
権利確定後(株)		
前事業年度末	179,000	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	179,000	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2019年3月19日	2020年5月19日
権利行使価格(円)	300	573 (注)
行使時平均株価(円)	489	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2023年3月22日	2026年1月16日
権利行使価格(円)	799 (注)	459
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	23	580

(注) 第2回及び第3回の権利行使価格につきましては、2025年7月1日付で権利行使価額を下回る価額を払込金額とした第三者割当増資及び自己株式処分を実施したことに伴い、以下のとおり権利行使価額を調整しております。

- ・第2回 575円→573円
- ・第3回 780円→799円

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 第1回及び第2回新株予約権はストック・オプション付与日時点においては、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。なお、本源的価値を算出する基礎となった自社の株式の評価方法は、DCF方式等により算出しております。

(2) 第3回新株予約権についての公正な評価単価の見積り方法は以下のとおりであります。

- ①使用した評価技法 二項モデル
- ②主な基礎数値及び見積方法

	第3回新株予約権
算定時点株価	752円
権利行使価額(注) 5	799円
ボラティリティ(注) 1	58.8%
予定配当額(注) 2	0.0円
無リスク利子率(注) 3	0.3%
分割数(注) 4	250

(注) 1. 当社普通株式のヒストリカルボラティリティを参考に決定しております。

2. 直近までの配当実績等を勘案し決定しております。

3. 権利行使期間と対応する日本国債利回りを参考に決定しております。

4. 十分に計算結果が収束するよう二項モデルの分割数を設定しております。

5. 上記(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況②単価状況の脚注と同様であります。

(3) 第4回新株予約権についての公正な評価単価の見積り方法は以下のとおりであります。

①使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

②主な基礎数値及び見積方法

	第4回新株予約権
株価変動性(注) 1	51.3%
予想残存期間(注) 2	3.25年
予想配当額(注) 3	0.0円
無リスク利子率(注) 4	1.3%

(注) 1. 予想残存期間に対応する過去期間の株価を参照して算出しております。

2. 過去の実績から予想残存期間を見積もることができないため、評価基準日から権利行使期間の中間点までの期間としております。

3. 直近までの配当実績等を勘案し決定しております。

4. 予想残存期間に対応する期間の国債利回りによっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額

提出会社 3,120 千円

(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

提出会社 217 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2026年7月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金(注)	200,502千円
退職給付に係る負債	1,474 "
減価償却超過額	2,472 "
資産除去債務	1,938 "
株主優待引当金	5,314 "
株式報酬費用	4,017 "
取得関連費用	1,073 "
賞与引当金	561 "
貸倒引当金	119 "
貸倒損失	1,014 "
その他	209 "
繰延税金資産小計	218,698千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	△91,927 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性 引当額	△7,834 "
評価性引当額小計	△99,762 "
繰延税金資産合計	118,936千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度(2026年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	—	—	200,502	200,502
評価性引当額	—	—	—	—	—	△91,927	△91,927
繰延税金資産	—	—	—	—	—	108,574	108,574

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった
主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2026年7月31日)
法定実効税率	34.6%
住民税均等割	0.2%
評価性引当額の増減	△68.0%
のれん償却	1.7%
その他	0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△30.7%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年8月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.6%から35.4%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

（企業結合等関係）

取得による企業結合

当社は、2026年4月15日付、「（開示事項の経過）株式会社FP0の株式取得（子会社化）の実行決定及び和解による訴訟終了に関するお知らせ」において公表したとおり、株式会社FP0の株式取得（子会社化）を決定し、2026年6月1日付で全株式を取得したことにより子会社化が完了いたしました。

1. 企業結合の概要

（1）被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社FP0（現 株式会社カラダノートライフパートナーズ）
事業の内容	保険代理事業

（2）企業結合を行った主な理由

金融領域の事業拡大と中長期的な企業価値向上

（3）企業結合日

2026年6月1日（みなし取得日 2026年5月1日）

（4）企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

（5）結合後企業の名称

株式会社カラダノートライフパートナーズ

（6）取得した議決権比率

100%

（7）取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得するものであります。

2. 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2026年5月1日をみなし取得日としていることから、2026年5月1日から2026年7月31日までの業績を含めていきます。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	610百万円
取得原価		610百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等	3百万円
-----------	------

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん金額

373百万円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力によるものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間の定額法により償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	357百万円
固定資産	74百万円
資産合計	431百万円
流動負債	190百万円
固定負債	4百万円
負債合計	195百万円

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5年と見積もり、割引率は0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 2025年8月1日 至 2026年7月31日)
期首残高	3,868千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	— //
資産除去債務の履行による減少額	— //
期末残高	3,868千円

また、上記に加えて連結子会社は、資産除去債務に代えて敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上しております。なお、当連結会計年度の負担に属する金額は、使用見込期間に基づいて算定しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じるフロー型収益 (ライフイベントマーケティング、その他の収益)	829,054
顧客との契約から生じるストック型収益 (家族サポート、家族パートナーシップの収益)	230,219
外部顧客への売上高	1,059,274

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、注記事項「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	112,332
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	126,596
契約負債(期首残高)	7,150
契約負債(期末残高)	2,486

(注)契約負債は、顧客からの前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。なお、当連結会計年度は連結財務諸表の初年度であるため、期首残高の数値は個別の前事業年度の数値を記載しています。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引はないため、残存履行義務に係る開示を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、ファミリーデータプラットフォーム事業のみの単一セグメントであるためセグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

当連結会計年度(自 2025年8月1日 至 2026年7月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
住友生命保険相互会社	302,523
株式会社デジタルガレージ	137,528
メットライフ生命保険株式会社	120,780

(注)当社グループは、単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは、ファミリーデータプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 2025年8月1日 至 2026年7月31日)
1株当たり純資産額	110.21円
1株当たり当期純利益	38.32円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	38.29円

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2025年8月1日 至 2026年7月31日)
1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	256,200
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	256,200
普通株式の期中平均株式数(株)	6,686,259
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	—
普通株式増加数(株)	5,168
(うち新株予約権(株))	(5,168)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期 純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第2回無償ストックオプション 新株予約権の数 230個 普通株式数 23,000株 第3回有償ストックオプション 新株予約権の数 1,790個 普通株式数 179,000株 第4回有償ストックオプション 新株予約権の数 700個 普通株式数 70,000株

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度末 (2026年7月31日)
純資産の部の合計額(千円)	737,359
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	447
(うち新株予約権(千円))	(447)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	736,912
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	6,686,179

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内返済予定の長期借入金	100,000	185,800	1.21	—
長期借入金（1年以内返済予定のものを除く）	100,000	507,050	1.99	2027年8月～ 2033年6月
合計	200,000	692,850	—	—

（注）1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	85,800	85,800	85,800	85,800

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

（累計期間）	第1四半期	中間連結会計期間	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	—	—	—	1,059,274
税金等調整前中間（四半期） （当期）純利益 (千円)	—	—	—	196,001
親会社株主に帰属する中間 （四半期）（当期）純利益 (千円)	—	—	—	256,200
1株当たり中間（四半期） （当期）純利益 (円)	—	—	—	38.32

（注）当連結会計年度は連結財務諸表の作成初年度であり、第4四半期連結会計期間より連結財務諸表を作成しているため、第1四半期、第2四半期及び第3四半期については記載しておりません。

（会計期間）	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	—	—	—	16.35

（注）当連結会計年度は連結財務諸表の作成初年度であり、第4四半期連結会計期間より連結財務諸表を作成しているため、第1四半期、第2四半期及び第3四半期については記載しておりません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年7月31日)	当事業年度 (2026年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	596,082	702,762
売掛金	112,332	103,980
商品及び製品	0	0
原材料及び貯蔵品	16,096	11,150
前払費用	17,188	21,418
その他	7,894	※2 730
貸倒引当金	△5,795	△337
流動資産合計	743,798	839,704
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品（純額）	1,689	2,096
有形固定資産	1,689	2,096
無形固定資産		
ソフトウェア	2,100	3,300
ソフトウェア仮勘定	—	2,864
無形固定資産	2,100	6,164
投資その他の資産		
関係会社株式	—	※1 613,030
長期前払費用	4,053	820
差入保証金	16,956	17,439
繰延税金資産	—	68,120
投資その他の資産合計	21,009	699,410
固定資産合計	24,798	707,671
資産合計	768,597	1,547,375

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年7月31日)	当事業年度 (2026年7月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	13,044	10,972
1年内返済予定の長期借入金	100,000	※1 185,800
未払金	37,352	41,142
未払費用	14,477	14,954
未払法人税等	290	290
未払消費税等	6,195	27,562
前受金	7,150	2,486
預り金	5,470	5,224
株主優待引当金	—	15,000
その他	292	—
流動負債合計	184,273	303,431
固定負債		
長期借入金	100,000	※1 507,050
資産除去債務	3,868	3,868
固定負債合計	103,868	510,918
負債合計	288,142	814,350
純資産の部		
株主資本		
資本金	62,367	62,517
資本剰余金		
資本準備金	311,558	311,708
その他資本剰余金	225,765	225,765
資本剰余金合計	537,324	537,474
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△110,208	141,658
利益剰余金合計	△110,208	141,658
自己株式	△9,069	△9,071
株主資本合計	480,413	732,577
新株予約権	41	447
純資産合計	480,455	733,024
負債純資産合計	768,597	1,547,375

② 【損益計算書】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)	当事業年度 (自 2025年8月1日 至 2026年7月31日)
売上高	1,270,151	995,035
売上原価	650,910	274,684
売上総利益	619,240	720,351
販売費及び一般管理費	※1 653,961	※1 513,303
営業利益又は営業損失 (△)	△34,721	207,047
営業外収益		
受取利息	141	968
ポイント還元収入	449	317
消費税差額	2,815	—
その他	859	820
営業外収益合計	4,266	2,106
営業外費用		
支払利息	1,397	2,868
雑損失	384	—
株式報酬費用消滅損	2,232	—
株式交付費	9,367	—
株主優待引当金繰入額	—	15,000
訴訟関連費用	—	7,100
営業外費用合計	13,382	24,969
経常利益又は経常損失 (△)	△43,837	184,184
特別利益		
新株予約権戻入益	11	—
特別利益合計	11	—
特別損失		
事業譲渡関連損失	※2 10,221	—
特別損失合計	10,221	—
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△54,046	184,184
法人税、住民税及び事業税	311	438
法人税等調整額	15,561	△68,120
法人税等合計	15,872	△67,682
当期純利益又は当期純損失 (△)	△69,919	251,866

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日)		当事業年度 (自 2025年 8 月 1 日 至 2026年 7 月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費	※ 1	72,704	21.5	74,067	28.1
II 経費		265,723	78.5	189,502	71.9
当期総製造費用		338,427	100.0	263,570	100.0
商品仕入高		312,483		11,114	
合計		650,910		274,684	
売上原価		650,910		274,684	

(注)

前事業年度（千円）	当事業年度（千円）
※ 1． 経費の主な内訳は次のとおりであります。 外注費 197,377 運賃 45,395	※ 1． 経費の主な内訳は次のとおりであります。 外注費 144,275 運賃 19,365
2． 原価計算の方法 原価計算の方法は、個別原価計算を採用しております。	2． 原価計算の方法 原価計算の方法は、個別原価計算を採用しております。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

(単位：千円)

	株主資本								新株予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	58,095	307,286	121,204	428,491	△40,288	△40,288	△93,700	352,597	53	352,650
当期変動額										
新株の発行	70,950	70,950		70,950				141,900		141,900
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	4,272	4,272		4,272				8,544		8,544
新株の発行（新株予約権の行使）	—	—		—				—		—
減資	△70,950	△70,950	141,900	70,950				—		—
当期純損失（△）					△69,919	△69,919		△69,919		△69,919
自己株式の取得							△7	△7		△7
自己株式の処分			△37,338	△37,338			84,638	47,300		47,300
株主資本以外の項目 の当期変動額 （純額）									△11	△11
当期変動額合計	4,272	4,272	104,561	108,833	△69,919	△69,919	84,631	127,816	△11	127,804
当期末残高	62,367	311,558	225,765	537,324	△110,208	△110,208	△9,069	480,413	41	480,455

当事業年度(自 2025年8月1日 至 2026年7月31日)

(単位：千円)

	株主資本								新株予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	62,367	311,558	225,765	537,324	△110,208	△110,208	△9,069	480,413	41	480,455
当期変動額										
新株の発行	—	—		—				—		—
新株の発行（譲渡制 限付株式報酬）	—	—		—				—		—
新株の発行（新株予 約権の行使）	150	150		150				300		300
減資	—	—	—	—				—		—
当期純利益					251,866	251,866		251,866		251,866
自己株式の取得							△2	△2		△2
自己株式の処分			—	—			—	—		—
株主資本以外の項目 の当期変動額 （純額）									406	406
当期変動額合計	150	150	—	150	251,866	251,866	△2	252,163	406	252,569
当期末残高	62,517	311,708	225,765	537,474	141,658	141,658	△9,071	732,577	447	733,024

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年

工具、器具及び備品 4年～8年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費については、支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

株主優待引当金

株主優待の給付に備えるため、当事業年度末における支出の見込額に基づき計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

①顧客との契約から生じるフロー型収益

顧客との契約から生じるフロー型収益は、顧客に対し当社が運営するメディアや外部広告を通じて獲得したパーソナルデータをもとに、顧客の求める条件に合致したパーソナルデータを提供するという履行義務を負っております。フロー型収益において、顧客へ提供したパーソナルデータを顧客が承認した時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

②顧客との契約から生じるストック型収益

顧客との契約から生じるストック型収益は、保険代理事業があります。

保険代理事業から生じるストック型収益は、保険会社へ生命保険契約等の締結の媒介をするという履行義務を負っております。保険代理事業において、保険会社との契約に基づき生命保険契約等の締結の媒介後、生命保険契約等の締結が有効となった時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	—	68,120

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社では、「繰延税金資産の回収可能性に関する指針」（企業会計基準適用指針第26号）に従って過去の税務上の欠損金の発生状況及び将来の課税所得の見積りにより企業分類を判定し、一時差異等の解消年度のスケジュールを行い、回収可能と見込まれる金額について繰延税金資産を計上しております。

② 主要な仮定

将来の課税所得の見積りにつきましては、翌事業年度以降の予算及び中期経営計画を基礎としており、当該予算及び中期経営計画の算定に当たっては、過去の実績に将来予測を加味して作成しております。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

将来の課税所得の見積りにつきましては、入手可能な情報に基づいて算出しておりますが、不確実な経済状況の変動等によって当該仮定に変化が生じた場合には、繰延税金資産の回収可能性の見積り額が減少し、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

2. 関係会社株式の評価

(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	—	613,030

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当事業年度において、株式会社カラダノートライフパートナーズの株式を取得し子会社としたことに伴い、関係会社株式を計上しております。

当該関係会社株式は、市場価格のない株式等であり子会社株式であります。

そのため、超過収益力を反映した実質価額が取得原価に比べて著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて減損処理をすることとしております。

超過収益力については、外部の専門家を利用して買収時の事業計画を基礎として算定しており、当該事業計画の達成状況を把握することで超過収益力が毀損していないか判定しております。

② 主要な仮定

関係会社株式の評価に使用する事業計画の主要な仮定は、新規契約の獲得数であります。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定である新規契約の獲得数の将来予測は、入手可能な情報に基づき最善の見積りを行っておりますが、面談数や成約率等に係る管理不能な不確実性が含まれております。

予測値との乖離が生じた場合、翌事業年度に関係会社株式の減損損失が発生する可能性があります。

(貸借対照表関係)

※ 1 担保に提供している資産及び担保に係る債務

(1)担保に供している資産

	前事業年度 (2025年7月31日)	当事業年度 (2026年7月31日)
関係会社株式	— 千円	613,030 千円

(2)担保に係る債務

	前事業年度 (2025年7月31日)	当事業年度 (2026年7月31日)
1年内返済予定の長期借入金	— 千円	85,800 千円
長期借入金	— 千円	507,050 千円
計	— 千円	592,850 千円

※ 2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分掲記したものを除く）

	前事業年度 (2025年7月31日)	当事業年度 (2026年7月31日)
短期金銭債権	— 千円	709 千円

(損益計算書関係)

※ 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)	当事業年度 (自 2025年8月1日 至 2026年7月31日)
広告宣伝費	179,315千円	138,168千円
給料及び手当	161,596千円	114,548千円
支払手数料	142,779千円	92,333千円
減価償却費	736千円	1,063千円
貸倒引当金繰入額	△1,498千円	△568千円
おおよその割合		
販売費	30%	33%
一般管理費	70%	67%

※ 2 事業譲渡関連損失

前事業年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

ファミリーデータプラットフォーム事業に属しております、宅配水事業譲渡に伴う関連損失を移転損失として計上し、移転損益と相殺した金額を計上しております。

当事業年度(自 2025年8月1日 至 2026年7月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度（2025年7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2026年7月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額613,030千円）は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

	前事業年度 (2025年7月31日)	当事業年度 (2026年7月31日)
繰延税金資産		
減価償却超過額	3,016千円	2,472千円
資産除去債務	1,370〃	1,370〃
株主優待引当金	—〃	5,314〃
株式報酬費用	6,203〃	4,017〃
貸倒引当金	2,053〃	119〃
貸倒損失	1,014〃	1,014〃
税務上の繰越欠損金(注)	216,497〃	151,722〃
減損損失	10〃	—〃
その他	1,312〃	209〃
繰延税金資産小計	231,479千円	166,241千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△216,497〃	△91,927〃
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△14,982〃	△6,193〃
評価性引当額小計	△231,479〃	△98,121〃
繰延税金資産合計	— 千円	68,120 千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2025年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	—	—	216,497	216,497
評価性引当額	—	—	—	—	—	△216,497	△216,497
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2026年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	—	—	151,722	151,722
評価性引当額	—	—	—	—	—	△91,927	△91,927
繰延税金資産	—	—	—	—	—	59,794	59,794

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年7月31日)	当事業年度 (2026年7月31日)
法定実効税率	—	34.6%
(調整)	—	
住民税均等割	—	0.2%
評価性引当額の増減	—	△72.4%
その他	—	0.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	△36.7%

(注) 前事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年8月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.6%から35.4%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

- (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。
- (重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却 累計額 (千円)
有形固定資産						
建物	4,481	—	—	—	4,481	4,481
工具、器具及び備品	3,640	871	—	463	4,511	2,414
有形固定資産計	8,121	871	—	463	8,992	6,896
無形固定資産						
ソフトウェア	10,345	2,000	—	799	12,345	9,045
ソフトウェア仮勘定	—	4,864	2,000	—	2,864	—
無形固定資産計	10,345	6,864	2,000	799	15,209	9,045

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次の通りであります。

工具、器具及び備品	業務用ノートパソコン	871千円
ソフトウェア	社内システム完成に伴う科目振替	2,000千円
ソフトウェア仮勘定	新規アプリ開発費用	4,864千円

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定	社内システム完成に伴う科目振替	2,000千円
-----------	-----------------	---------

3. 「当期首残高」及び「当期末残高」は取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	5,795	337	45	5,750	337
株主優待引当金	—	15,000	—	—	15,000

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額680千円、個別債権の債権譲渡による減少額5,069千円であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年8月1日から翌年7月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年7月31日
剰余金の配当の基準日	毎年1月31日 毎年7月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://corp.karadanote.jp
株主に対する特典	毎年1月31日及び7月31日現在の株主名簿に記載又は記録された、当社株式1,000株以上を保有する株主を対象として、当社が定める優待還元額を対象株主数で按分した金額相当のデジタルギフトを贈呈いたします。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第17期(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日) 2025年10月21日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年10月21日関東財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

第18期中(自 2025年8月1日 至 2026年1月31日) 2026年3月16日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2025年9月12日関東財務局長に提出

金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う監査公認会計士等の異動に関し、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（会計監査人の異動）に基づく臨時報告書であります。

2025年10月23日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2026年1月16日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書であります。

2026年6月2日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2（特定子会社の異動及び子会社取得）の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年10月26日

株式会社カラダノート
取締役会 御中

東邦監査法人
東京都千代田区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	石井 克昌
----------------	-------	-------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小池 利秀
----------------	-------	-------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小林 広治
----------------	-------	-------

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社カラダノートの2025年8月1日から2026年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カラダノート及び連結子会社の2026年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社カラダノートライフパートナーズの株式取得に係るのれんの評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
注記事項（重要な会計上の見積り）及び（企業結合等関係）に記載のとおり、会社は当連結会計年度において、株式会社FP0（現 株式会社カラダノートライフパートナーズ）の株式を取得して連結子会社とし、当連結会計年度末の連結貸借対照表にのれんを364,021千円計上している。 のれんの金額は、当初、事業計画を基礎として外部の専門家が算定した株式価値を踏まえ、交渉のうえ決定した取得原価が、受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回る金額として算定している。 当該のれんの償却期間（10年）は、その効果が及ぶ期間として、事業計画に基づく投資の回収期間を考慮して決定している。 また、のれんの減損の兆候の有無も取得時の事業計画の達成状況を基礎として判定している。 事業計画の主要な仮定である新規契約の獲得数の将来予測には、面談数や成約率等に係る不確実性が含まれており、経営者の判断により重要な影響を受ける。 以上から、当監査法人は株式会社カラダノートライフパートナーズの株式取得に係るのれんの評価が当連結会計年度の連結財務諸表において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、株式会社カラダノートライフパートナーズの株式取得に係るのれんの評価の妥当性を検証するため、主として以下の監査手続を実施した。 (1)内部統制の評価 ①事業計画の作成過程を理解するとともに取締役会における承認状況を確認した。 ②取得原価、のれんの償却期間、のれんの減損の兆候の有無の判定に係る承認状況を確認するため、経営者への質問及び取締役会議事録の閲覧等を実施した。 ③株式譲渡契約締結に係る取締役会の承認状況を確認した。 (2)のれんに係る見積りの評価 ①事業計画の重要な仮定である新規契約の獲得数の将来予測の合理性を評価するため、以下の手続を実施した。 ・入手可能な市場動向に関する外部情報との比較分析 ・面談数及び成約率の過去実績との比較分析 ・事業計画上の獲得費用との整合性検証 ②経営者が株式価値の算定に利用した外部の専門家の適性、能力及び客観性を評価するとともに、当該算定に用いられた評価手法を理解し、その算定基礎となる前提条件やデータの適切性を検討した。 ③デューデリジェンス報告書、契約書等を閲覧し、受け入れた資産及び引き受けた負債の網羅性を検証した。 ④のれんの償却期間について、事業計画に基づく投資の回収期間との比較分析を実施した。 ⑤のれんの減損の兆候の有無に係る判定の適切性を検証するために、取得時の事業計画と当期実績との比較分析を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社カラダノートの2026年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社カラダノートが2026年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年10月26日

株式会社カラダノート
取締役会 御中

東邦監査法人
東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石井 克昌

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小池 利秀

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小林 広治

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社カラダノートの2025年8月1日から2026年7月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カラダノートの2026年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応

注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、会社は当事業年度において、株式会社FP0（現 株式会社カラダノートライフパートナーズ）の株式を取得して子会社とし、当事業年度末の貸借対照表に当該株式を関係会社株式として613,030千円計上している。 関係会社株式は、買収時の事業計画を基礎として算定した株式価値を踏まえて決定した取得原価で計上しており、当該取得原価には超過収益力が反映されている。 当該超過収益力が毀損し、超過収益力を反映した実質価額が取得原価と比して著しく低下した場合は、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、当該関係会社株式の減損処理が必要となる。 事業計画の主要な仮定である新規契約の獲得数の将来予測には、面談数や成約率等の変動に係る不確実性が含まれており、経営者の判断により重要な影響を受ける。当該仮定は超過収益力の毀損の有無・程度の判定を通じて関係会社株式の減損処理の要否に重要な影響を及ぼす。 以上から、当監査法人は株式会社カラダノートライフパートナーズに係る関係会社株式の評価が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、関係会社株式の評価について、主として以下の監査手続を実施した。 (1)内部統制の評価 ①事業計画の作成過程を理解するとともに取締役会における承認状況を確認した。 ②取得原価、関係会社株式の減損の要否の判定に係る承認状況を確認するため、経営者への質問及び取締役会議事録の閲覧等を実施した。 ③株式譲渡契約締結に係る取締役会の承認状況を確認した。 (2)関係会社株式に係る見積りの評価 ①事業計画の重要な仮定である新規契約の獲得数の将来予測の合理性を評価するため、以下の手続を実施した。 ・入手可能な市場動向に関する外部情報との比較分析 ・面談数及び成約率の過去実績との比較分析 ・事業計画上の獲得費用との整合性検証 ②経営者が株式価値の算定に利用した外部の専門家の適性、能力及び客観性を評価するとともに、当該算定に用いられた評価手法を理解し、その算定基礎となる前提条件やデータの適切性を検討した。 ③超過収益力の毀損の有無を含む関係会社株式の減損処理の要否に係る判定の適切性を検討するため、取得時の事業計画と当期実績との比較分析を実施した。
--	---

その他の事項

会社の2025年7月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2025年10月21日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家と

しての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。